

平成 26 年 12 月定例会 厚生常任委員会記録

平成26年12月12日（金）

平成26年12月16日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成26年12月12日（金）	5 頁
平成26年12月16日（火）	75 頁

平成 26 年 12 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12 月 12 日 (金)	<p>開会</p> <p>委員長辞任の件 審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第32号、議案乙第37号 議案甲第30号 議案乙第31号、議案乙第36号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>所管事務調査 (市民福祉部社会福祉課、こども育成課) 鳥栖市高齢者福祉計画 鳥栖市障害福祉計画 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 2 日	12 月 16 日 (火)	<p>議案審査 議案乙第31号、議案乙第32号、議案乙第36号 議案乙第37号 議案甲第30号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告 (市民福祉部社会福祉課、こども育成課) 特定施設入居者生活介護に関する考え方について (報告) 平成 27 年度からの保育料について</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>閉会</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成26年12月11日付託]

議案乙第31号	平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第32号	平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第36号	平成26年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案乙第37号	平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	[可決]
議案甲第30号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	[可決]

[平成26年12月16日 委員会議決]

2 報告

特定施設入居者生活介護に関する考え方について(報告)	(市民福祉部社会福祉課)
平成27年度からの保育料について	(市民福祉部こども育成課)

3 その他

委員長辞任の件 [平成26年12月12日 不許可]

所管事務調査

鳥栖市高齢者福祉計画

鳥栖市障害福祉計画

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

平成26年12月12日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

〃 地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

市民課長 塚本 静一

国保年金課長 林 吉治

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

税務課長 平塚 俊範

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

〃 課長補佐兼市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

社会福祉課参事 松隈 義和

〃 地域福祉係長 高松 隆次

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

〃 障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

〃 障害者福祉係主任 小石 基博

〃 障害者福祉係主事 前間 智予

こども育成課長 江寄 充伸

鳥栖いづみ園長 西村 洋子

こども育成課子育て支援係長 田中 大介
〃 子育て支援係主任 安永 伸也
市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

委員長辞任の件

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第37号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案甲第30号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

所管事務調査（市民福祉部社会福祉課、こども育成課）

鳥栖市高齢者福祉計画

鳥栖市障害福祉計画

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

〔説明、質疑〕

開会

午前9時58分

開議

中村圭一委員長

これより厚生常任委員会を開会いたします。

お手元に配付のとおり、私、このたび委員長の辞任願を提出いたしております。この件は、私の一身上に関する件でありますので、副委員長と交代いたします。

副委員長、よろしく願いいたします。

〔中村委員長、松隈副委員長と交代〕



委員長辞任の件

松隈清之副委員長

おはようございます。

ただいま、委員長からの辞任願が出されておりますので委員長にかわり委員長職を務めさせていただきます。

お手元に配付のとおり、中村圭一委員長から委員長の辞任願が提出されております。

委員長の辞任の件を議題といたします。

委員会条例第16条の規定により、中村圭一委員長の退席を求めます。

〔中村圭一委員長、退席〕

辞任願が出されておりますので、これは許可するかどうかのお諮りをするということになりますが、ちょっと暫時休憩をいたします。

午前10時休憩



午前10時29分開議

午前10時45分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。

審査に入ります前に、市民福祉部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けをいたしたいと思います。

篠原久子市民福祉部長

今議会における市民福祉部関係の議案といたしましては、甲議案1件、乙議案4件、計5件提案いたしております。

まず、議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民福祉部関係といたしましては、歳入2億6,214万9,000円、歳出1億9,871万3,000円となっております。

歳入につきましては、市税、国・県負担金及び補助金、土地売払収入等の補正を行うものでございます。

歳出につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター建設に伴う備品等に要する経費、障害者福祉サービスの利用に伴う障害者自立支援給付費等、子どもの医療費等の補正を行うものでございます。

議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民福祉部関係といたしましては歳出1,050万円となっております。これは、人勸及び人事異動等による人件費について補正を行うものでございます。

これらを既決の予算と合わせますと、市民福祉部関係の歳出予算総額は105億7,522万円となり、一般会計予算に占める割合は42.7%となります。

次に、議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入、歳出とも7,436万8,000円となっております。

議案乙第37号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入、歳出とも309万7,000円となっております。

次に、甲議案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を見直すものでございます。

以上、議案の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、関係課長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

中村圭一委員長

ありがとうございました。



市民福祉部

議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中村圭一委員長

それでは、これより市民福祉部関係議案の審査を行います。

市民福祉部関係の議案は、議案乙第31号、議案乙第32号、議案乙第36号、議案乙第37号及び議案甲第30号の5議案であります。

それでは、議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林 吉治国保年金課長

国保年金課でございます。

ただいま議題となりました、議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明をさせていただきます。

予算書は、7ページから9ページ及び55ページからでございます。

説明のほうは、厚生常任委員会資料により行わせていただきますので資料の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入につきましては、第三者行為納付金の収入見込みに伴うもの、歳出につきましては、国・県支出金等の確定に伴う返還金などを補正いたしております。

補正額といたしましては、歳入、歳出それぞれ7,436万8,000円を補正いたしまして、補正後の既決予算との総額は、歳入、歳出とも88億1,728万7,000円となっております。

次に、補正の主なものにつきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分につきましては、国庫支出金返還金等の補正、並びに一般及び退職被保険者等の第三者行為納付金の収入見込みなどの補正に伴いまして、財源調整を行う

ものでございます。

次に、款9. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金、節1. 一般会計繰入金につきましては、国保業務に係わる事務費の12月補正に伴います、事務費繰入金の増額分でございます。

次に、款11. 諸収入、項3. 雑入、目2. 一般被保険者第三者納付金、節1. 第三者納付金及び目3. 退職被保険者等第三者納付金、節1. 第三者納付金につきましては、交通事故等に係る第三者行為納付金の収入見込みによる補正でございます。

次に2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、節13. 委託料につきましては、交通事故など、第三者の行為によって生じた保険給付につきまして、損害賠償金の請求及び受領の事務を国保連合会へ委任して行います第三者行為求償事務委託料でございます。これを、今後の見込みにより所要の額を補正するものでございます。

次に、款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度に概算交付されておりました国からの療養給付費等負担金、並びに国及び県からの特定健康診査等負担金の交付額の確定に伴いまして返還金をそれぞれ補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

ございませんか。

松隈清之委員

この第三者行為の納付金、これ見込みとなっておりますけど、見込みの立て方っていうのは、大体どんな感じでやられているんですかね。

林 吉治国保年金課長

第三者行為納付金でございますけれども、ちなみに過去3年分の実績を申し上げますと、平成23年度につきましては、一般被保険者が件数で14件、金額が177万1,377円、退職被保険者等が件数で2件、金額が373万6,032円。

平成24年度につきましては、一般被保険者が件数で11件、金額が815万9,392円、退職被保険者等が件数0件、金額0円。

平成25年度につきましては、一般被保険者が件数で18件、金額が1,165万6,301円、退職被保険者等が件数で3件、金額が236万6,740円となっております。

議案甲第30号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村圭一委員長

次に、議案甲第30号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

林 吉治国保年金課長

ただいま議題となりました、議案甲第30号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案につきましては、健康保険法施行令の一部が改正されまして、出産育児一時金の額が39万円から40万4,000円に改定されたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の出産育児一時金の額を同様に改正するものでございます。施行期日は、平成27年1月1日からでございます。

なお、この改正規定につきましては、施行の日以後の出産につきまして適用いたしまして、施行日前の出産につきましては、なお従前の例によることとなっております。

合わせまして、条例案参考資料につきまして御説明させていただきます。

条例案参考資料の1ページをお願いいたします。

(1)改正の理由、(2)改正の内容、(3)施行日につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございますが、(2)改正の内容の出産に伴う助成制度の改正点につきまして、資料の表により御説明させていただきます。

出産に伴います助成制度であります出産育児一時金は、現在、本来の意味での出産育児一時金、これを本体部分と言っておりますが、この本体部分と産科医療補償制度の掛金相当の加算額からなっております。

この産科医療補償制度は、分娩に関連して発症いたしました、重度脳性麻痺の子供と家族の経済的負担を速やかに補償するなどのため、平成21年1月に創設されたものでありまして、この制度を運営いたしております公益財団法人日本医療機能評価機構に対しまして、病院、診療所、助産所等の分娩機関から掛金を支払うものでございます。

したがいまして、現行の出産に伴う助成は、本体部分の出産育児一時金39万円、加算額として産科医療補償制度の掛金分3万円、計42万円で行ってまいりました。産科医療補償制度は、平成21年1月の制度創設後、遅くとも5年後をめどに制度の内容について検証し、適宜必要な見直しを行うこととされておりました。このほど制度創設以来3万円でありました掛金が1万6,000円に見直しをされましたけれども、本体部分の出産育児一時金と合わせました総額に

つきましては、現行の42万円を維持することとなりましたことから、現行の出産育児一時金39万円に産科医療補償制度の掛金の差額分1万4,000円を上乗せいたしましたところの40万4,000円に本体部分の出産育児一時金の額が改定されたものでございます。

今回の条例改正は、資料の表で申しますと上の段の部分の出産育児一時金、先ほど申し上げました本体部分の支給額の改正でございます。

下の段の産科医療補償制度の掛金分としての加算額につきましては、別に規則で定める額を加算することとなっておりますので、本条例改正案を御承認いただきましたら、合わせて産科医療補償制度の掛金の引き下げに伴いましたところで、加算額3万円を1万6,000円にするということで鳥栖市国民健康保険規則を改正させていただきたいと考えております。

なお、資料の2ページは、今回の条例改正案の新旧対照表でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、御説明とさせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

古賀和仁委員

改正後の4の2条で、超えない範囲において規則で定めると、こういうふうに書いてあるんですけど、これは1万6,000円じゃなくて3万円にすることもできるということになるんですかね、どうなんですかね。

林 吉治国保年金課長

産科医療補償制度につきまして、一応、施行令のほうで、3万円を超えない範囲でということ、法令で定められておりますけれども、この内容につきましては、この健康保険法施行令の中の36条ですか、この第1号の中に規定する分ということ、いろいろ決められておまして、この部分については、産科医療補償制度の掛金に使うということになっておりますので、例えば、1万6,000円になったから、3万円を超えない範囲だから1万4,000円をというようなことにはなっておりません。

ただし、今回の改正は、先ほど申し上げましたように、この3万円を超えない範囲の分が1万6,000円になったということで、総額を超えない範囲で、この差額分を、1万6,000円を本体部分の出産育児一時金のほうに回して、総額は42万円というふうな改正でございます。

したがって、もともと掛金分につきましては、医療機関の分娩機関のほうを支払うということで、被保険者のほうに入ってくるものではございませんでしたので、この1万4,000円分の上乗せ分は被保険者のほうに入ると。

今、支払い制度が直接支払い制度ということで、ほとんどが出産育児一時金は、分娩機関

のほうに真っすぐ行っておりますけれども、被保険者側からいうと1万4,000円分は出産育児一時金がふえたということになります。

以上でございます。

古賀和仁委員

済みません。トータルでは全く一緒なんですよね、これ。

3万円にすることができるのか、できないのかまで含めて、何か法的にそのままできないというふうな、厚労省のほうから何かあってるのかどうか、そこも含めてお尋ねしたいんですが。

林 吉治国保年金課長

加算額につきましては、産科医療補償制度の掛金を基準として、3万円を超えない範囲で保険者が定める金額と、こういうふうに御説明をいたしましたけれども、健康保険法施行令の該当条文におきまして――正確には、健康保険法施行令第36条第1項本文で、「第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。」と規定をされております。

この第1号でございますけれども、この第1号に規定する保険契約とは、産科医療補償制度の保険契約のことでありまして、したがって、加算額は、この産科医療補償制度の掛金となりますので、恣意的にこの額を変更するということができないようになっております。

以上が根拠法令ということでございます。

古賀和仁委員

確認なんですけど、他の自治体では全部横並びでこういうふうになっているということですか。ほかには。

林 吉治国保年金課長

出産育児金は、健康保険法等に基づく保険給付として給付をされるものでございますけれども、これにつきましては、国民健康保険だけではなく被用者保険につきましても、この本体部分、それから掛金の部分については、全て一律でございます。

被用者保険については、出産手当金とかございますけれども、これは、就業の問題でございまして、国民健康保険には適用されません。それで、出産育児一時金だけで申し上げますと、本体部分、それから掛金としての加算額。これは、国民健康保険にしる被用者保険にしる同じでございます。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

中村圭一委員長

次に、議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

平塚俊範税務課長

議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

お手元にお配りしております厚生常任委員会資料の1ページをお願いします。

歳入、款1. 市税、項1. 市民税、目2. 法人、節1. 現年課税分の補正額につきましては、法人市民税の増額分を補正したものでございます。

項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分の補正額につきましては、償却資産税の増額分を補正したものでございます。

項3. 軽自動車税、目1. 軽自動車税、節1. 現年課税分の補正額につきましては、登録台数の増額分を補正したものでございます。

項5. 都市計画税、目1. 都市計画税、節1. 現年課税分の補正額につきましては、見込み額の増額分を補正したものでございます。

以上で、税務関係の説明を終わります。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次のページ、2ページをお願いいたします。

同じく歳入でございます。

款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金でございます。

これにつきましては、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金の支出見込みに伴う補正でございます。いずれも、利用者増に伴います給付費の決算見込みに対する補正で、国庫負担の割合は2分の1となっております。

以上です。

江寄充伸こども育成課長

続きまして、項2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金、節2. 児童福祉費国庫補助金につきましては、保育研究確保事業費補助金といたしまして、保育緊急確保事業のうち保育士等処遇改善臨時特例事業といたしまして、保育士等職員の処遇改善に取り組む私立保育所に対し補助するもので、歳出の見込み額に伴う補正でございます。補助率は4分の3となっております。

次に、目4. 教育費国庫補助金、節1. 教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金といたしまして、歳出見込み額に伴う補正でございます。補助率は3分の1以内となっております。

以上です。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次のページ、3ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金でございます。

これにつきましては、国庫負担金と同様で、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金の補正でございます。県費負担の割合は4分の1となっております。

以上でございます。

江崎充伸こども育成課長

続きまして、項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節2. 児童福祉費県補助金につきましては、未就学児分の子どもの医療費助成事業補助金といたしまして、歳出の見込み額に伴う補正でございます。補助率は2分の1となっております。

同じく、保育緊急確保事業費補助金といたしまして、先ほど国補助金で御説明いたしました分の県負担分でございます。補助率は8分の1となっております。

以上でございます。

村山一成市民協働推進課長

次のページ、4ページをお願いいたします。

款17. 財産収入、項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入、節1. 土地売払収入につきましては、弥生が丘まちづくり推進センター建設予定用地としていました土地の一部、2,074.79平方メートルの売り払い収入でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下でございます。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目3. 民生費寄附金、節1. 社会福祉費寄附金につきましては、本年7月6日及び9月21日の2回開催されました、久光製薬株式会社主催の市民講座による入場料、1人1,000円の収入につきましては、全額、市内の障害児通所施設5カ所に御寄附いただいたところでございます。

これに伴いまして、市の障害児通園施設でございます、ひかり園にも寄附金をいただきま

したので、今回、歳入として計上させていただいております。

以上です。

村山一成市民協働推進課長

続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。

資料5ページをお願いいたします。

款の2総務費、項1.総務管理費、目1.まちづくり推進センター費、節11.需用費につきましては、ただいま建設中の弥生が丘まちづくり推進センターの開設準備経費としてお願いするものでございまして、施設用の消耗品費でございます。

その下、節15.工事請負費につきましては、旭まちづくり推進センターに設置しております受変電装置のうち変圧器を更新するための工事費でございます。

節18.備品購入費につきましては、1,205万円のうち1,150万円は、弥生が丘まちづくり推進センターの開設準備経費としてお願いするものでございまして、施設用の備品購入費でございます。

また、まちづくり推進センター5施設の浴室改修によりまして、新たに設置をいたします集会場、または、研修室の机やいすの購入費として55万円をお願いしております。

以上です。

平塚俊範税務課長

その下でございます。

款2.総務費、項2.徴税費、目2.賦課徴収費、節13.委託料につきましては、税理士派遣委託料でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次のページ、6ページお願いいたします。

同じく、歳出でございます。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費でございます。

節1.報酬につきましては、民生委員推薦会開催によります委員報酬の補正でございます。

節28.繰出金につきましては、先ほど国保特別会計でも御説明がございましたが、国保特別会計への繰出金でございまして、第三者求償事務委託料の補正でございます。これは、第三者行為により発生した医療費につきまして、第三者に支払いを請求する、求償事務を国保連合会に委託しており、その委託事務費の増額に伴う補正でございます。

次に、目2.障害福祉費でございます。

節12.役務費につきましては、障害者自立支援給付請求手数料等の増加見込みに伴う補正

でございます。

節13. 委託料につきましては、障害者の日中一時支援事業の利用増に伴う補正でございます。

節18. 備品購入費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました、久光製薬株式会社からの寄附に伴い、ひかり園で使用いたしますパーテーションを購入する費用でございます。

節20. 扶助費につきましては、年間見込みの給付費等の不足分を補正するものでございます。

障害者自立支援医療費は、更生医療の利用者増加及び国・県の負担金交付要綱の改正によりまして、療養介護が自立支援給付費から自立支援医療費に変更になったことに伴うものでございます。

また、障害児施設給付費につきましては、児童発達支援センター及び放課後デイサービスの利用者増によるものでございます。

障害者自立支援給付費は、就労継続支援事業所の利用者の増加によるものでございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度分の主なものといたしまして、障害者自立支援給付費等の国・県負担金等の確定に伴い返還するものでございます。

その下でございます。

目4. 老人福祉センター費でございます。

節11. 需用費につきましては、高齢者福祉施設非常用発電装置及びバッテリー等の破損、不良等がございましたことから修繕を行うものでございます。

以上でございます。

江寄充伸 子ども育成課長

続きまして、めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉総務費でございます。

節13. 委託料につきましては、医療費助成申請書点検整理業務委託料及び節20. 扶助費につきましては、子どもの医療費の補正をお願いしているところでございます。

子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として行っているものでございますが、9月までの実績から医療費が不足することが見込まれるため補正をお願いするものでございます。

次に、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度分の児童扶養手当支給額の確定によります国保負担金の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、目2. 保育園費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金とい

たしまして162万3,000円、同じく、私立保育所運営補助金といたしまして11万8,000円の補正をお願いしているところでございます。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、子ども・子育て支援法の附則に基づき、実施される保育緊急確保事業のうち私立保育園の保育士等の処遇改善及び人材確保を目的とした国・県の補助事業でございます。補助金算定につきましては、職員の平均勤続年数による加算率により補助単価が変動することになっておりますことから、職員に異動があった保育園のうち加算率の変更により、補助単価が増加した園があったことから補正をお願いするものでございます。

また、私立保育所運営補助金につきましては、私立保育所の職員の人件費の補助を目的といたしまして、職員1人あたり保育所運営費国庫負担金の積算根拠であります、保育士本俸基準額の3割を補助しているところでございますが、職員数の増加に伴い補正をお願いするものでございます。

次に、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度分の保育所運営費の確定によります国庫負担金及び県負担金の精算に伴う返還金でございます。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、項3. 生活保護費、目1. 生活保護総務費、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度生活保護費の国庫負担金等を返還するものでございます。

以上です。

江寄充伸子ども育成課長

続きまして、最後の款10. 教育費、項1. 教育総務費、目4. 幼稚園費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金として1,787万2,000円の補正をお願いしておりますところでございます。幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園に通園している世帯に対し経済的負担の軽減を図ることを目的として行っているものでございますが、支給対象者の見込み数を捕捉できたことにより補正をお願いするものでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

松隈清之委員

この資料の1ページに固定資産税。固定資産税、都市計画税ともに家屋で減額になってるんですよ。

それで、補正で減額ということは、当初もっと多く見込んでいたというふうに思うんですけども、恐らく、当初の見込みより少なくなるということは、今までの、要は伸びね、家屋の固定資産税の伸びが鈍ってるっていうふうに、これ捉えていいのかな。

平塚俊範税務課長

家屋の建設が実際されている件数につきましては、若干増加ということになっています。

ただ、長期優良住宅であったりすると、5年間の減額等がございますので、そういった物件が予想よりも多かったということでの減額というふうに考えております。

松隈清之委員

家屋等については、だんだん価値が下がってくるものだから、減額になっていく部分あると思うんですけども、住宅建設等がふえてくると、それにも新規の伸びとかがね、当然、出てくると思うんだけど。

まだ、家屋等の固定資産税っていうのは、ずっと全体、ここずっと増加傾向にあるというふうには思っていないんですかね。

平塚俊範税務課長

一般住宅だけで見ると、若干増加ということによろしいかと思います。

ただ、工場等の建設がほとんど終わってしまってますので、その分の家屋についてはもう、今から先、新規に誘致がない限りについては伸びていかないかというふうに思っております。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

5ページにね、弥生が丘まちづくり推進センター開設準備経費、開設のためのさまざまな経費が出てるんですけども。

これ開設は、いつからやったですかね。

村山一成市民協働推進課長

現時点では、平成27年の5月ないし6月を目標に考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

来年の5月、6月からということなんですが、この質問ちょっと、この開設準備経費とは離れるんですが。当然、センター長なんかは、選出ちゅうんかどう言うたか、任命ちゅうんか、これはどういうことで、どういう選出の仕方をされるわけですか、選出ちゅうんか、はい。

村山一成市民協働推進課長

まちづくり推進センターのセンター長につきましては、従来から地元の区長会からの御推

薦をいただいた方を任用いたしております。

理由といたしましては、生涯学習の推進員であったり、まちづくり推進センターの事務局長を兼ねていただくことから、その地域について精通した方がふさわしいだろうということで地元からの推薦をいただいているところでございます。

その他のセンター職員につきましては、公募によりまして選考試験を実施しております。以上でございます。

尼寺省悟委員

何を言いたいかと言うと、公募とも言われたんですが、特に弥生が丘の場合は、何と言いますかね、新しい人が多いと、来た人が多いというふうなことで、区長会が把握——この人は、要するに、能力的にすぐれているちゅうか、そうしたいい人材も結構おられて、区長会が把握してない方もおられるんじゃないかなろうかと思ってね。

そういった意味で、さっき公募とか言われたんやけども、このセンター長についても公募という考え方は取れんのかなと、そういう質問です。

村山一成市民協働推進課長

ただいま、尼寺委員のほうから御指摘がありました選考方法についても、一つの方法であろうというふうに認識はしておりますけれども、現時点では、先ほど申し上げましたように地域に精通した方をということで、現時点では、区長会からの御推薦によりましてセンター長のほうは任用したいというふうに考えております。

以上でございます。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

古賀和仁委員

まちづくり推進センターのほうで、ちょっと関連で、お尋ねしますけれども、この土地の購入をされて、ずっと、年度でそれぞれされてきたと思うんですけれども。

これを、一部売却をして収入を得ているっていうことなんですけど、これは、それぞれ年度、どのくらいの、何年でどのくらいの土地を購入され、どこの部分を、何年度に購入された部分を売却されたのか、お尋ねします。

村山一成市民協働推進課長

購入についてでございますが、平成22年度から平成26年度にかけて、随時土地を購入してまいりまして、約5,600平米ほど建設用地として購入してまいりました。

どこの土地をというふうな指定はございまして、地番で申し上げますと、弥生が丘2丁目146番地の3という一筆の地番のものを5カ年度かけて部分部分、購入してきたというところ

ろで、そのうちのどの部分をということの指定はございません。

以上でございます。

古賀和仁委員

お尋ねしているのは、それぞれ、購入する以上地番あるわけですよね。

地番あって、何年度にどこ、何年どこで、実際には、何年度にどこの地番のところを購入されて、それをされているのか。

村山一成市民協働推進課長

まちづくり推進センターの建設用地につきましては、一筆の土地を持ち分取得という形で、5カ年度に分けて購入した経緯でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

ちゅうことは、全体の地番があって、一筆あって、それを等分して買っていかれたというふうに理解していいわけですかね。

村山一成市民協働推進課長

そのとおりでございます。

古賀和仁委員

それは、全ての土地を買わなければならないというふうになっていたということ。

もともと、もともとが買うと、買ってしまおうと、買ってしまっ、実際には、全体で、建てる必要ない部分まで買う必要があったというふうに理解していいわけですかね。

村山一成市民協働推進課長

もともと当該用地につきましては、土地開発公社のほうで先行取得をいたしまして、弥生が丘まちづくり推進センター建設用地として保有していたものでございます。

それにつきましては、繰り返しになりますが、5カ年度に分けて一筆の土地を買い戻しをしたという経過でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

もともと全体の敷地としては、一筆は必要なかったというふうになるわけですよね、実際には。

それで、買う時点で、当然、必要ない分は売却する予定であったというふうに考えていいわけですか。

篠原久子市民福祉部長

もともとは、公民館用地として土地開発公社のほうで先行取得して、一筆としてあつ

たわけですけれども、その後、まちづくり推進センターを建設するに当たり、設計等をいろいろ協議した結果、残地が発生したということでございます。

最初から、不要な土地であったというふうなところで、予定をされておりましたわけではございませんが、建設をする過程において、検討の結果というふうなところで残地が生じたということでございます。

古賀和仁委員

まちづくりセンターをつくるに当たり、どのくらいの土地が必要であり、どのくらいの建物を建てるというのは、もともと概算としてはなかったというふうに理解していいんですかね。

篠原久子市民福祉部長

区画整理が完了した時点では、それこそ幾つか、何とか用地ということで鳥栖市土地開発公社のほうで先行取得いたした土地がございます。

その一環として、ここを公民館用地ということで、一応のことで、先行取得をしたということでございます。

松隈清之委員

初めから、どんくらいっていうのを細かく計画して、取得してないと思うんですよ。

してないと思うんだけど、要は、そんだけ用地があるけん、それだけの規模のものを建てられること、建てることもできたんだろうけれども、あの程度でいいというふうに判断したわけでしょう、規模を。

村山一成市民協働推進課長

最終的には設計等を経まして、現在敷地3,556平米ほどでございますが、この規模の施設で適当であるというふうに判断した次第でございます。

以上でございます。

松隈清之委員

結局、どの規模が適正かちゅうのはわからないちゃわからないんですよ。

特に、新しい町であるし、ほかの地区に比べるとすごく密集してますよね。

ですから、例えば、密集してるとはいえ、端から端まで結構な距離があるんで、来られるとしたら車で来られる方も恐らくは多いと。

ですから、もう売却されてますんで、売却されたという報告も受けましたけれども、売却されてますんで何とも言えないですけども。もしかしたらね、もっと、駐車場用地が不足する可能性だって、まだ、稼働してないわけだから、考えられたんじゃないのかなあとは思ってますよ。

なぜ、開設して、その運用状況を判断した上で売却をされなかったのかなって、いうことのほうがちょっと気になるんですけど、そこはどうなんですかね。

村山一成市民協働推進課長

現在、弥生が丘まちづくり推進センターにつきましては、身障者用の駐車場も含めまして、33台分の駐車場を整備する予定でございます。

ほかのまちづくり推進センターの駐車場等も勘案いたしまして、現在の駐車場の整備状況で、通常は足りるというふうに判断をしております。

以上でございます。

松隈清之委員

ほかのまちづくり推進センターが、駐車場でまったく困ってないということであればそれでも、もしかしたらいいのかもしれないけれども。

結構、何かやろうとしたら駐車場がいっぱいになったりとかっていうケースも多分あると思うんですよね。

何よりも、やってみて、いろんなイベントなり地域の活動をされるときに、これで不都合がないっていうことが、まだわからないうちに売ってしまったと。将来的にね、あまり使うこともないんで、もう売却してもいいかなっていう判断になったというよりも、事前に、やる前からこの程度でいいと判断されたのが疑問なんですよね。なぜ、先に売ってしまったのかなってというのが。

運用状況を見ながら駐車場が、逆に言うと、駐車場が不足するぐらいその地域の活動が活発なほうが望ましいんじゃないのかなっていう気がするんですけども。

なぜ、開設される前に売却を判断したのかなという、何でその、その、なぜ今売ったのかってことなんです。そこはどういうふうに、理由があったんですかね。

村山一成市民協働推進課長

今回の売却先でございますが、まちづくり推進センターの建設用地に隣接をしております社会福祉法人 弥生会及び社会福祉法人 若楠のほうに売り渡しをしております。

これにつきましては、両法人のほうから、ぜひこの用地について買い受けをしたいという申し出を受けまして、それについて検討をした結果、当該両法人について、子育て支援であったり、障害者福祉に、そういった機能に貢献されている法人であるということで、そういった法人に売り払いを決定した次第でございます。

また、両法人につきましては、それまでも当該用地のほうを駐車場等で貸し付けをしていたというふうに聞き及んでおりますので、そういった経過もございまして売り払うことにいたしました次第でございます。

以上でございます

松隈清之委員

売り払い先がね、だめだとかって言うつもりはないんですよ。全然、その売り払い先がけしからんじゃなくて、第一義的には、この弥生が丘まちづくり推進センターのためにあるわけじゃないですか。

だからそこが、今後ね、もし駐車場が足りないとなってきたときに、何であの土地を売ってしまったんだという、不満が出る可能性もあるわけですよ。あそこがあったら駐車場広くできたのにと。

だから、しばらく運用して、駐車場については全く問題がないと、だから、今言われた2法人に対してね、売却するというのであれば別に構わないんですよ。だから、なぜ始まる前から、これぐらいでいいだろうっていう判断を下して売ってしまったのかと。

例えば、売ってくれって言われてもね、ちょっとまだここはどうなるかわからないので、貸すんだったらいいですよ。今後、必要になったらそのかわり返してもらいますよということ貸し付けることだってできたですよ。その判断するまでの時期を貸し付けで、それまでの判断する時期を伸ばすことができたのに、なぜ、この時期に始まる前から、もうこれでいいと判断して売ってしまったのが非常に疑問なんですよ。なぜ、貸し付けでしばらく様子を見るということをしたかったのかなと。

ほかのケースは結構そういうの多いじゃないですか。いろんな答弁でも、しばらく稼働状況を見ましてとか、ほかのケースではそういうケースが多いのに、なぜ、ここはもう早々に判断して駐車場もほかと比べたら、逆に、ここだけ広くしたら、ほかん所から不満が来るから、不満が出ないようにさっさと売っ払ってしまったのか、ようわからんですけど。何で、その判断を先にされたのかなっていうのは。

村山一成市民協働推進課長

繰り返しになりますけど、先ほど申しあげました両社会福祉法人のほうから、社会福祉事業に活用を図りたいということで強い申し出がございましたので、最終的には、障害者支援、子育て支援のために積極的に活用されることは、地域福祉、子育て環境のさらなる向上につながるということで判断をした次第でございます。

また、まちづくり推進センターの駐車場につきましては、確かに、ほかの地区では年に1回の地区文化祭の開催時などは、かなりたくさんの方が来館されるということで、駐車場のスペースの確保等に苦慮されているところもでございますけれども、通常の使用状況においては、現在整備をしています三十数台で賄えるものというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

賄えるものと思っておりますけれども、賄えるかどうかはまだわからないんですよ。だから、これ以上言いませんけどね。

ただ、購入された2法人は、この用地に対して何か建物を建てるような計画があるんですか。

村山一成市民協働推進課長

現状では、2つの法人につきましては、駐車場として使用されてあります。

ただ、将来的には——具体的な計画のほうは存じ上げませんが——子育て支援にかかわる施設であったり、そういったものを整備される可能性もあるかと考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

こういうものを建てたいから、ここを売ってくれと言われると、そういう施設ができると、例えば、障害者福祉、あるいは子育て支援の観点から、そういう施設が建つんだったら理解できますね。遊ばせとくよりいいですねっていう部分もあるんですけども。

多分、現状ではそんな計画ないんですよ。何か建てられるっていうことは。そうすると駐車場で使われるかもしれないと、単純にね。そうしたら、特段障害者福祉だとか子育て支援に直結している話じゃないじゃないですか、使われ方としてはね。

だから、駐車場だったら、貸すだけでもよかったと思うんですよ。将来的に、ここにこういうものを建てたいから売ってくれないかという話が来たときに、もう一回検討すればよかったのかなというふうに思いますが、もう売ってしまったことなので、もう言いません。

以上です。

中村圭一委員長

はい、このまま続けます。

小石弘和委員

1点ほどお聞きしますが、今の駐車場、弥生が丘まちづくり推進センターは、選挙の投票場になるような可能性はあるんですかね。

あの地域の一体的な、若葉まちづくり推進センターは、若葉地区の投票場となっておるから、その予定があるものか、ないものか。

それから、続けていいですか。

この資料に、資料の3号の6ページの民生費の社会福祉費の老人福祉センター費、これは老人福祉センターはどこなのか。そして、この非常用発電機設備等の修繕、この消耗品費の6万9,000円、これどういう消耗品なのか、よろしくお願いをしたいと思います。

篠原久子市民福祉部長

まず、小石委員からのほうの投票所となる可能性があるのかというのにつきましては、バリアフリーの施設ともなっておりますので、その投票場となりうる可能性はあるのではないかと考えておりますが、まだ、それこそ今後のことなので、確かなことは言えません。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

老人福祉センター費の需用費の御質問でございますが、場所は、中央老人福祉センターでございまして、消耗品費につきましては、消火器の消耗品ということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

消火器は何本ほどですかね。

それから今、先ほど部長の御答弁ですけれど、そうするとですね、その予定があるようになると、今現在の駐車場の確保が非常に難しくなってくるんじゃないかなと。

やはり6,000人ぐらいの規模の、要するに、町ですからね。そういうふうな可能性があるとして、私はちょっと指摘しておきます。

以上です。

中村圭一委員長

じゃあ、質問の部分に対して。どうぞ。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

消火器につきましては9本、粉末消火器ですね——につきましての入れかえという形になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

早いもので1年経ちました。1年間ありがとうございました。しかしまだ、まだまだ未熟で意味がわからないところがありますので、その分も含めていろいろと教えていただきたいと思っております。

6ページの備品購入で寄附が53万8,000円あって、パーティー購入がありましたということでしたけど、この寄附の行為というのが久光製薬さん以外にもあるのかと、あと、あった場合に市として何かお礼といいますか、そういうものがあるのか。

あと、その寄附を使う中身というか、そこはどうやって決められるのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

今回、久光製薬さんのほうから御寄附いただきましたけれども、ほかには、もちろん市全体的なお話の中では、寄附等はさまざまあっておるものと考えております。

ただ、うちのほうに関しましては今回、久光さんの分からがあったということでございます。

それで、お礼につきましては、うちのほうから、市長名でお礼状等はもちろんお出しはさせていただきますいておりますけれども、特段、これに伴う分ということではいたしてはおりません。

それで、どういった形で選んだかという部分につきましては、ひかり園の中で、先生方のほうに、金額が大体五十何万円程度であると、いうことでお知らせをしまして、現在必要なものということで検討いただきまして、子供たちの間仕切りが今までが段ボールとかで使っていた経過もございましたので、それをなるべく、いいものでお願いできたらということでお話ございましたので、これを選択させていただいたところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

確かに、パーテーションがないところが、段ボールのところ、学校とかもですね、結構ありますので、すごくありがたいことだなあと。先ほど、お礼状のみってということだったんですけど、例えば、市報に載せるとかそういうことはされない……、何て言ったらいいんですか、その寄附行為をいっばいくださいって意味じゃないんですけど、そういうことをして下さることによって、園とかそういうところがすごく助かっていますって、そういうものはお考えというか、ないのかな、どうなのかなってのをちょっとお聞きしたかったなと思います。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

市報には、一般寄附と同じような形で五十何万円いただきました。久光製薬様という形での周知はいたしておりますけれども、今回こういう形でいただいたものをこう使ったとか、そういう具体的な部分を含めたところでの市報での掲載等はいたしていません。

それで、委員おっしゃるように寄附していただいた方のお気持ちも含めて、周りへの、また、同じようにしていただけることを周知するというようなことも含めて、何かをするというは一つの考え方かとは思っておりますが、今、しておるのはいただいたものに、当然、贈、久光製薬様というようなことを打って、園に来られた保護者の方々にもわかるように、もちろん御説明もいたしますけれども、そういうことはしたいとは思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうですね、すごくそうだと思います。もし可能であれば、例えば、パーテーションつかった写真を載せるとかすると、ああ、こんなふうに見て、使っているんだっていうところが見えてくると思います。

そうすると、また、寄附したいなっていう企業もあると思うので、そういうのってすごく市としても助かるし、いただくほうもすごく助かると思いますので、その辺を少しお考えいただければと思いました。

ありがとうございました。

伊藤克也委員

すいません、5ページの、まちづくり推進センターの浴室改修によってフロア化されたっていうふうなことだと思いますが、どういった感じの備品をフロア化した中で購入されたのかをお聞きしたいのと、その備品に関しては、各まちづくり推進センターさんのほうから要望があって、そういった備品の購入したのかをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

村山一成市民協働推進課長

今回お願いをいたしております、まちづくり推進センターの備品購入費のうち55万円でございますけれども、5カ所のまちづくり推進センター、鳥栖、田代、基里、麓、旭の浴室を改修いたしましたして、洋室に改修をしたわけでございますが、これにつきましては、場所的に旧老人福祉センターでございましたために、会議用の机であったり、いすがもともとございませんでしたので、できるだけ多用途に使っていただきたいということで、特に、区長会等にも御説明した折に、会議とかでも使えないだろうかというようなお声ございましたので、今回、会議用の机といすをそれぞれ1カ所につきまして、机を5台、いすを15脚、それぞれ5カ所に配置をしたいと思ひまして、計上させていただいている次第でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、そういった備品に関して、常時設置をされているということではなくて、必要に応じて、どっかになおしこんどって使用するというところで、通常は、そういうフロア化してふまねっとかそういう運動とか、そういったことに重きを置いて、重点的に使用していただくっていう方向性で変わりはないわけですね。

村山一成市民協働推進課長

そのとおりでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

それと、その上なんです、旭まちづくり推進センターの変圧器の更新ということで、ごめんなさい、私ちょっと無知なんで教えていただきたいのが、更新というふうなことであれば、どこのまちづくり推進センターも、そういった更新時期を迎えるということによろしいんでしょうか。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

今回、旭まちづくり推進センターの変圧器の更新につきましては、毎月、受変電設備を設置しておりますところについては、毎月検査を実施をしていただいております、その検査において、今回不具合が生じているとこういうふうな報告がございましたので、更新をするようにしております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、異常があったので今回は変更するっていうふうなことの理解でよろしいわけですね。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

そのとおりでございます。

中村圭一委員長

ほかにございますか。

お昼近くなっておりますが、午後も行うか、この第3号についてはなければ終りたいと思いますが、ほかにございますか。

[発言する者なし]

なければ質疑を終わります。

昼の休憩をとります、午後からは第4号のほうに移りたいと思います。

休憩します。

午前11時58分休憩



午後1時8分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。



議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

平塚俊範税務課長

議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

お手元にお配りしております、厚生常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項2. 徴税費、目1. 税務総務費、節2から4につきましては、給与改定による税務課職員の人件費の増額分を補正したものでございます。

塚本静一市民課長

次に、市民課関係について説明します。

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の節2. 給料から節4. 共済費について、市民課職員18名分の人事異動及び給与等の改定による補正をお願いしております。

以上でございます。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

その下、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費までにつきましては、市民福祉部長1名及び社会福祉課24名中、保護係5名を除いた合計19名及び社会福祉課付広域市町村圏組合派遣の9名、さらに、こども育成課児童手当支弁職員を除く7名、合計35名分の給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

また、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員7名の給与改定及び人事異動等に伴う補正分の繰出金相当分でございます。

以上です。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

2 ページをお願いいたします。

目 6. 後期高齢者医療費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣いたしております職員 1 名分の給与改定に伴う人件費の補正でございます。

以上です。

江寄充伸 こども育成課長

続きまして、項 2. 児童福祉費、目 2. 保育園費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、保育士と職員 44 人分の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

続きましてその下、目 4. 児童手当費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、児童手当担当職員 1 名分の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

橋本有功 市民福祉部次長兼社会福祉課長

次のページ、3 ページでございます。

項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費でございます。

節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費につきましては、保護係 5 名分の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。

吉田秀利 国保年金課長補佐兼健康保険係長

次の、項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費の節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 人分の給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

内田幸男 市民福祉部次長兼健康増進課長

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費の補正は、健康増進課 15 名と国保年金課 5 名の計 20 名の人件費補正となります。

節 2. 給料の 306 万 7,000 円の減額補正は、給与改定に伴うものが 23 万 1,000 円の増、人事異動等によるものが 329 万 8,000 円の減の差し引きでございます。

次に、節 3 の職員手当等の 24 万 6,000 円の増額補正は、給与改定に伴うものが 115 万 7,000 円の増、人事異動等によるものが 91 万 1,000 円の減の差し引きでございます。

次に、節 4 の共済費の 97 万 1,000 円の減額補正は、給与改定に伴うものが 24 万 4,000 円の増、人事異動等によるものが 121 万 5,000 円減の差し引きでございます。

以上で説明を終わります。

中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

尼寺省悟委員

人事異動等による減額を除いた、純粹の給与改定による影響額、全体で幾らですか。

市民福祉部全体で幾らでしょうか。

中村圭一委員長

時間かかりますか、大丈夫ですか。

篠原久子市民福祉部長

申しわけありませんけれども、市民福祉部全体でというような試算は、ちょっと各課の分でないと現状ではわかりません。

尼寺省悟委員

市全体でわかりますか。

いや、足し算すれば、わかるんでしょう。

中村圭一委員長

最終日までに資料としていただくということでいいですか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

追加議案の予算書の、予算に関する説明書の50ページ、51ページですね。

51ページのところに、給与及び職員手当の明細の51ページでございますけれども、これは一般会計職員全体の給料の給与改定に伴う増減分ということで487万8,000円。

その前のページの50ページの一般職、総括のところの職員数が補正後は383人ということで、その人数に対する給与改定に伴う増減分が487万8,000円となっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

487万8,000円、でいいんですかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

487万8,000円が、右の備考の給料の改定率0.34%、4月1日からさかのぼって12月までの分の総額の差額になります。

尼寺省悟委員

わかりました。

中村圭一委員長

ほかにありますか。

要版)のほうの差しかえを、4ページ、5ページの差しかえをお願いいたします。

差しかえの間違ったところが、5ページの下のグラフのところ、その総人口の数値のほうの間違っておりましたので、4ページ、5ページのほう(発言する者あり)

概要版のほうの5ページでございます。

概要版のほうは、平成20年が、一番上の数字7万9,939人となっておりますけれども、正しくは、お渡しした1枚紙のほうの6万7,337人と、なっているところのほうは正しゅうございますので、修正の、修正と言いますか、差しかえのほうをお願いしたいと思っております。

資料のほうは、この3つでございます。

それでは、概要版のほうを基に御説明のほうをしていきたいと思っております。

概要版のほう、まず1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

計画策定の背景と趣旨でございます。

65歳以上の高齢者、その高齢化率というものは、鳥栖市におきましても平成25年の半ばごろに20%を超えるようになってしまいました。今後、団塊の世代全員が75歳以上となる平成37年を見据えた取り組みが必要となっております。

そこで、この高齢者福祉計画は、高齢者が住みなれた地域で自分らしく安心して暮らしていけるために、市民、事業者、行政が協働で取り組む、その事業の指針として策定をしていきたいと思っております。

次、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

計画の位置づけと役割でございます。

本計画は、全ての高齢者を対象とした計画ということになっております。介護給付サービス以外の施策について、その見込み量を示すものとなっております。

また、介護保険事業計画等は、高齢者を対象とするというところで一致しておりますけれども、密接な関係がございますので、今回、介護保険事業計画とともに3年間の事業計画の最終年度に当たるといことになりますので、介護保険事業計画と連携をとりながら、計画のほうの策定を進めていっているというところでございます。

また、高齢者福祉計画は、市の総合事業における高齢者を対象とした個別計画として策定のほうを進めていっているというところでございます。

次、3ページをお願いいたします。

計画の策定体制でございますが、庁内組織である高齢者福祉推進会議と、外部委員で構成されます高齢者福祉計画策定委員会、この2つのほうを設けまして、意見の調整を図りながら成案を練り上げて行くという作業を行っております。

ちなみに、高齢者福祉計画策定委員会のほうは、今7名の外部の委員さんをお招きしてい

るところでございますけれども、その内訳といたしましては、市内の3つの社会福祉法人のほうから1人ずつ、福祉団体の代表者として御就任いただいております。

そして、市民の代表者といたしましては、区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブのそれぞれから1人ずつ、そして、公共団体の代表者といたしまして、保健福祉事務所のほうから1名、それぞれ委員に御就任をいただいているというところでございます。

次に、4ページ目をお願いいたします。

今回、策定をいたします第7期高齢者福祉計画というものは、平成27年から平成29年までの3カ年の計画期間となっております。

先ほど申し上げました、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、いわゆる2025年問題と言われます団塊の世代が、後期高齢者に全てになってしまうという2025年を見据えた長期的な視点から、策定を進めるに当たって留意をしているというところでございます。

次に、5ページ目でございます。

総人口・高齢者人口の現状と将来推計でございます。全国的に人口減少が進んでいく中、本市におきましては、人口の増加が今後も続いていくというふうに想定をされております。高齢者人口につきましては、今後も増加をしていくという形になりますが、この近いうち、10年以内ぐらいに65歳から74歳——いわゆる前期高齢者——と75歳以上の後期高齢者の数が逆転をしてしまうというような数をですね、推計をされております。

平成37年には、75歳以上の方が9,622人、65歳から74歳の方が8,086人と、いわゆる後期高齢者の方のほう、前期の高齢者よりも多くなってしまうというような状況になるというふうに推計をされております。

次に、6ページ目をお願いいたします。

要支援・要介護認定者数の現状と将来推計でございます。要支援・要介護認定者数のところでございますが、過去数年、認定者率のほうは6ページの下のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、折れ線グラフのところでは、

認定率というのは、平成23年から平成25年にかけては、ほぼ横ばい、あるいはちょっと減少というような推移を見せております。これは、高齢者となった団塊の世代ですね。団塊の世代が65歳以上になったということ、その世代が、まだまだ元気でいらっしゃるということで分母のほうが大きくなって、結果的に認定者率のほうが減っていったというものでございます。

ただ今後、団塊の世代が年を取っていく、全ての世代が年を取って行くんですけども、団塊の世代が後期高齢者になる75歳、75歳以上になりますと要介護の認定者もはね上がってきますので、今後、認定者率というのは、上昇をしていくものというふうに想定をされてお

ります。

次に、7ページ目でございます。

高齢者の実態と課題というところでございます。

昨年、高齢者要望等実態調査というものを実施をしているところでございます。そのアンケートの回答から、さまざまな課題が見えたというところございまして、ここに4つの課題を挙げているところでございます。

1つ目、真ん中のほうの丸で枠を囲んでいるところですが、健康に関しては、悩みを抱えている人が多いと。

2つ目、社会にかかわっていきたいというような意識を持っていらっしゃる。

3つ目、緊急時や災害時に近所の方の手助けがほしいというふうに考えていらっしゃる方も多いと。

4つ目、そして年齢階層・性別に応じた取り組みのほうが、今後必要になってくるのではないかといたるところがアンケート等から導き出されたところでございます。

また、地域のほうをよく知る地域包括センターのほうに聞き取りをいたしまして、地域の高齢者の把握が難しいと、さらには、認知症高齢者を支える仕組みづくりが必要なのではないかといたったような課題が挙げられているところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

計画の基本理念っていうのを今回、ここに示しております。理念といたしましては、「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して」といたしております。サブタイトルは、「～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」といったところの理念を掲げているところでございます。

9ページのほうを、ごらんいただきたいと思います。

先ほど申しあげました基本理念や抽出されました課題等を踏まえながら、自立の支援に向けた介護予防の推進、あるいは社会参加への支援、あるいは地域で支え合う仕組み、これを地域包括ケアシステムというようなことで一言で表してしまっておりますけれども、その構築という、この3つの視点から、目標や施策のほうを設定をしていきたい、いっておるところでございます。

次、10ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど申しあげました、基本理念実現のために3つの基本目標というの定めております。

この基本目標を定めるに当たりましては、基本理念実現のために、地域包括ケアシステムの構築がその手段になるものと考えておりまして、地域包括ケアシステムの5つの要素というのを、それぞれ基本目標に掲げております。

それで、その5つの要素というのを申し上げますと、1つ目が保健と予防、2つ目が福祉と生活支援、3つ目が住まいと住まい方、4つ目が介護・リハビリテーション、5つ目が医療・看護でございます。

それで、この基本目標の1つ目、保健・予防といたしましては、地域参加と健康づくりの推進を挙げております。アンケート結果でも申し上げたところでございますが、健康に関しての悩みや、社会にかかわっていきたいというような課題に対応する項目でもございます。

そうして、高齢者が住みなれた地域で生活が継続をできるということを目指して、生活支援や自立支援のほかに虐待防止や成年後見制度の支援などを目標として進めて行くということで、基本目標2に掲げております。

そうして、3つ目が介護・リハビリテーション・医療・看護として、適切な介護保険事業の推進としております。

今回の介護保険制度の改正につきましては、介護保険制度施行以来、最大の改正と言われているところではございますが、その制度改正によって、今後新たな取り組みのほうが必要となっております。その取り組みに向けた目標として、基本目標3を掲げているところでございます。

具体的に申し上げますと、新しい介護予防・日常生活支援総合事業というものの実施、あるいは、在宅医療、在宅介護の推進。さらには、認知症高齢者対策の推進といったものが新しい事業になってくるというふうに思っております。

そうして、これらのこういった目標を達成するために実施する施策というのが11ページに掲げております49の施策でございます。こちら、体系表になっておりますけれども、体系的にそれぞれの基本目標に施策がそれぞれぶら下がるというような形で位置づけております。これらの施策は、現在、実施しているのを網羅をしているというところでございます。

それでは、この体系表につきまして、概略のほうを御説明をしていきたいというふうに考えますが、まず、一番上のほう、介護予防事業というところで、一次予防と二次予防という2つの事業がございます。

一次予防事業といいますのは、現時点で要支援とか要介護の認定は受けてはいないと、また、近いうちに要支援、要介護の状況にもなるような恐れがない、いわゆる元気な高齢者ですね。というのが一次予防事業の対象者でございます。

そうして、二次予防事業と申しますのが、要介護、要支援認定を受けてないんだけれども、現在の身体や心身の状況や生活の状況から近いうちに要支援、要介護状態になるようなおそれがあるという高齢者向けの事業が二次予防事業というふうに分けておるところでございます。

一次予防事業対象としましては、施策といたしましては、1番のいきいき健康教室から7番までの自主活動支援と、7施策を挙げております。

1番から3番のロコトレ教室までが社会福祉課で実施している事業でございます。4番から7番までが、健康増進課で実施をしている事業ということでございます。

次に、二次予防事業対象の施策でございますが、1から5挙げておりますが、全て社会福祉課のほうで実施をしている事業でございます。二次予防事業対象者把握事業から短期入所生活介護事業まで社会福祉課のほうで実施をしているというところでございます。

次に、大きな2番。介護予防に続きまして、大きな2番。生きがい対策事業というところでございます。

1番から10番まで、10個の施策を挙げておりますが、大きく2つに分けられるのかと考えております。

一つは、高齢者、個人個人に対する支援ですね。もう一つは、団体や組織に対する支援というふうに考えております。

生きがい対策事業といたしまして、この中では社会福祉課、市民協働推進課、スポーツ振興課、そして環境対策課のほうで主管をしている事業というのを生きがい対策事業として挙げております。

次に、基本目標2に関する施策でございますが、大きく5つ、1番目の包括的支援事業から5番目の敬老事業までを挙げております。

まず、1番目の包括的支援事業につきましては、2つの事業を挙げておりますが、いずれも社会福祉課の所管の事業でございます。地域包括支援センター運営事業と、あと一つが地域ケア会議というものでございます。

地域ケア会議につきましては、地域包括ケアシステムの基礎となる施策というふうに考えておまして、特に、平成27年度からは、自立支援ケア会議というものを開催いたしまして、要支援の方のケアプランにつきましては、理学療法士とか、作業療法士、あるいは、栄養士や歯科衛生士、あと、薬剤師などの多職種の専門家の方から御意見をいただきながら、高齢者の自立に向けたケアプランをつくっていきこうというふうに進めて行くというものでございます。

次に、2つ目の在宅福祉サービス事業でございます。

これにつきましては、8番が、市営住宅バリアフリー改修というのが建設課の所管でございますが、残りは社会福祉課のほうでやっている事業でございます。在宅での生活を支援するための事業というような形の事業を挙げているという形になります。

3つ目、次の権利擁護事業ということでございますけれども、この2つとも社会福祉課の

事業でございます。近年、高齢者に対する虐待事例というのが結構ふえておりまして、このような老人の措置とか、あるいは、成年後見制度の利用とか、そういったものの支援によって、高齢者の権利を擁護していこうという事業でございます。

次、4つ目の見守りと支えあいネットワーク事業でございますが、1番から5番までが、社会福祉課でやっている事業でございます。6番目が、市民協働推進課のほうで行っている事業という形になります。独居高齢者の対策とか、認知症関係の施策といったところが主なものかと考えております。

5番目、最後の敬老事業でございますが、敬老事業につきましては、社会福祉課の事業ということになっております。今後も引き続き実施をしながら、地域での敬老意識の醸成のほうに努めていきたいというふうに考えているところです。

次に、基本目標3のところですが、基本目標の3に関する施策につきましては、先ほど申し上げましたが、制度改正に伴うものということで、今後取り組むべき施策というものでございます。現時点で記載をしておりますところ以上のところが、今のところ、国のほうからまだはっきりと示されないところもあり、具体的なところがなかなかないと、ちょっと御指摘のほうを受けるかもしれませんが、現状では、書けるところを書いているというところでございます。

各施策の詳細につきましては素案のほう、別にお渡しております素案のほうに、それぞれ書いておりますので、こちらのほうをごらんいただければと思います。

そうして、概要版のほう、最後の12ページでございますけれども、ここが計画の推進体制及び各種関係機関との連携という形で挙げております。

高齢者福祉計画の推進につきましては、市内部での施策実施はもちろんのことでございますが、この計画の基本理念のところにも記述しておりますが、自助、共助、公助の考え方による役割分担というのが必要になってきます。地域資源と言われます地域の住民の方、地域の団体、あるいは事業者、NPOなどと連携を深めながら協働をしていかないと、この高齢者福祉計画の基本理念の実現というのは難しいと考えております。

以上、高齢者福祉計画についての概要の説明でございました。

中村圭一委員長

御説明ありがとうございました。

この計画の素案についての御不明な点の御質問や、この際、こういったことはどうだろうという御意見等ございましたら、ぜひ、受けさせていただいて、執行部のほうも参考にしていただけたらという趣旨でございますので、委員の方々、何かございませんでしょうか。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

私も、一般質問でさんざん質問しましたので、もう、おわかりいただいているかとは思いますが、やっぱり市民の皆様が一番不安に思っているのが、相談窓口のところじゃないかなと。アンケート結果も、福岡県の例ではございましたけど、アンケート結果にも6割の方がやっぱり相談窓口がほしいというアンケートも出てましたので。

それで、最後のところに相談窓口等の充実っていうところで、本市の窓口介護保険の総合相談窓口を設置していますと、書いてあるので、ぜひ、市としてやっぱり窓口を設置していただい……こう、看板を掲げるっていうか、そういうのをしていただけると、すごくいいのかなっていうのと、あと今まで、施策のほう、発表していただいたんですけど、やっぱり課がまたがっているところがありますので、そこは本当に、できれば連携をよく取っていただい、やっていただければと思っています。

それと、今後の施策がまだ出てないということでしたけれど、ぜひ、認知症カフェとかですね。認知症を、予備軍じゃないかという、自分でこう——何と言うんですか、こう。何でしたっけ、こうチェックする、して気づける、気づきができるところを取り入れてくださるとさらに予防が進んで、認知症、なってしまうと治らないって私もお聞きしたので、なる前の対策をどれだけ取り入れて、市民の皆様が気軽に、そして予防しようっていう気持ちに持って行かせるっていうところをしていただけたらどうかなあっていうのをすごく感じていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

中村圭一委員長

何か、コメントありますか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

相談窓口につきましては、介護保険課の介護保険事業の相談窓口というところの形で、市の高齢者福祉係のほう、受けているというところがございます。なかなかそうですね、いろいろ相談の窓口っていうのも市だけでなく、地域包括支援センターというところも、それぞれ各地区に——各地区といいますか——地域にございますので、そちらのほうと合わせまして、いろんな相談についての広報は進めていきたいと思っています。

それで、課がまたがっているような事業があるというところでの連携ということでございますけれども、私たちのほうも一番そのあたりは、非常にやって行かなきゃいけないというふうを考えておまして、いろんな機会を捉えまして、各課の連携のほうを進めていきたいと思っています。

今後の施策についてということで、認知症対策というところがございました。認知症につ

きましては、国のほうでも結構本腰を入れてやっていかなければならないというような意識を持っております。私たちのほうも同様な考え方でございますので、認証につきましては、今回の制度改正の中でも大きく取り上げられたところでございますので、私たちのほうも積極的に取り組んで行きたいというふうに考えております。

中村圭一委員長

じゃあ、ほかの委員の皆様、何か御意見とか御質問ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

また、しっかりと概要版じゃないほうも見ていただいて、不明な点とか、御意見とかあれば、また個別にでも受け付けていただけたと思いますので、各自資料として御一読をお願いをするという形で、次の計画に移ってよろしいですかね。

では、次を……、入れかえとかありますか。（「ないです」と呼ぶ者あり）

じゃあ次、お願いします。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

次、障害福祉計画のほうになるんですけども、2つの計画も含めて6月に委員会の中で御説明申し上げましたように、2月の1カ月間でパブコメをしたいと思っておりますので、それを受けて3月に成案として。ですから、今委員長もおっしゃっていただきましたように、また素案をごらんいただいて御意見等ありましたら、また来年、年明けてからでも言っていただければと思っておりますので、それは障害福祉計画も合わせて、同じ時期に行いますのでよろしくをお願いします。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

そうしましたら、お手元にお配りしている資料の確認をお願いいたします。

まず、A4の冊子の障害福祉計画の素案と、A3の障害福祉計画の概要版を配らせていただいております。

本日は、概要版をもとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初のページなんですけれども、障害に関する計画というのが2つありまして、1つが、障害者福祉計画というのがあります。この分は、鳥栖市で行いますさまざまな施策を盛り込む計画になっておりまして、平成22年度に策定をいたしまして、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の計画になっております。

もう1つの計画が、障害福祉計画ということで、今回、御提示をさせていただいている分になります。この分につきましては、前回は平成23年度に策定をいたしまして、平成24年度から平成26年度までの計画という形になっております。この計画の中には、全国一律で行います障害福祉サービスのサービス量の見込みと、地域の実情に合わせまして取捨選択ができ

まず地域生活支援事業のサービス量を見込む、こちらにつきましては、実施計画という位置づけになっております。

また、この計画の策定におきましては、関連いたします地域福祉計画ですとか、あと、子ども・子育て支援計画などと整合性をとりながら平成27年度から平成29年度までの3カ年の計画ということで策定を進めているところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

2の基本理念と基本方向についてですけれども、この計画につきましては、鳥栖市の障害者福祉計画の基本理論であります、「～繋がり、支え合い、切り開く～認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまちを目指して」というのを踏まえまして、下のほうの3つの基本方向を基に策定を進めているところでございます。

まず、1つ目といたしまして、障害のある人の自立支援の充実。

2つ目といたしまして、障害のある人の地域生活への支援体制の充実。

3つ目といたしまして、障害のある人の社会参加・就労の支援ということで、障害福祉サービスの提供体制の充実や地域間の格差が出ないように均衡を図りながら、また、平成25年度から追加されました難病患者についても周知等を行いながら、また、障害のある方の社会参加、就労のためのサービス等の提供体制の充実を進めていくという形で基本理念をまとめております。

続きまして、成果目標の設定についてですけれども、この分につきましては、平成29年度を目標年度といたしまして、次に掲げる4つの成果目標の設定をしております。

まず、1つ目なんですけれども、障害施設入所者の地域への移行ということで、この分につきましては、国の基本指針に基づきまして、平成29年度末までに入所施設の入所者を12%以上を地域へ。また、そのときに、現在の施設入所者を4%削減するという方針を国のほうで定めております。

それに基づきまして、鳥栖市の現状を当てはめますと、平成25年度末で、施設入所者が71名なっています。そのうちの12%に相当します9人を地域へ移行することを目標として掲げております。また、それに伴いまして、施設入所者数を4.23%に当たる3名の削減を目標としております。

続きまして、2つ目の入院中の精神障害者の地域生活への移行という点ですけれども、この分につきましては、県のほうで、精神障害をお持ちの方で入院してる方を入院後3カ月の時点で退院率を64%、入院後1年時点での退院率を91%という形で目標を定めております。そのことに基づきまして、障害福祉サービスの必要量を見込んで行くという形になります。

3つ目といたしましては、障害者の地域生活の支援ということで、地域生活支援拠点の整

備につきましては、今後、障害をお持ちの方が高齢化、重度化、また、親も高齢化しております。親なき後を見据えまして、現在の課題を整理いたしまして、既存の障害福祉サービスの整備状況、また、地域の事業所の役割分担を明確にしながら、整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

4つ目といたしましては、障害施設からの一般就労への移行ということで、この分につきましては、平成29年度中に、福祉施設から一般就労に移行する方を現在の2倍にするというのが国の基本指針として出されております。

鳥栖市におきましては、平成24年度中に福祉施設を退所し、一般就労した方が2名おりますので、その倍ということで4名を目標値として掲げさせていただいております。

また、就労移行支援事業の利用者数につきましては、現在の6割増という目標があります。平成25年度末で対象者が14名というふうになっておりますので、その分の1.6倍の23人を見込む形としております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

今後のサービス量の見込みと実施方策ということで、障害福祉サービスの見込み量を挙げさせていただいております。障害福祉サービスには大きく4つありまして、訪問系サービスと日中活動系サービス、居住系サービスと、あと相談支援のサービスという形になっております。

まず、1つ目の訪問系サービスなんですけれども、居宅介護につきましては、平成24年度時点で89名、平成25年度で82名、平成26年度の見込みが75名ということで、減少傾向にはありますが、先ほどお話をさせていただきましたように、地域への移行を進めて行く上で重要なサービスとなっておりますので、平成27年度以降緩やかに伸びることでサービス量は見込んでおります。

また、次の重度訪問介護なんですけれども、平成26年度に対象者数が2名増加し、現在3名になっております。この分も緩やかに伸びを見込んでおります。

続きまして、重度障害等包括支援の事業になります。この分につきましては、平成26年度の利用者は、現在のところ0名となっておりますので、1名で推移をさせております。

同行援護、行動援護につきましては、平成25年度と平成26年度の見込みを比較いたしまして、その伸び率で3カ年伸ばしているところでございます。

続きまして、日中活動系サービスの見込みについてですけれども、この分につきましても、障害をお持ちの方が地域に移行していく上で、就労系のサービスについては、今後重要な課題になってくるというふうに考えております。

まず、最初に生活介護についてですけれども、平成24年度の利用者が115名、平成25年度の

利用者が117名、平成26年が112名という形で、若干減っていますが、今後見込みについては緩やかに伸ばしているところであります。

あと、自立訓練につきましては、機能訓練、生活訓練とも平成26年度の見込みの件数をそのまま利用している形になります。

就労移行支援につきましては、先ほどの成果目標の中で、平成29年度に23名に増加するという目標を掲げておりますので、それに合わせまして推移をさせております。

続きまして、就労継続のA型、B型につきましては、平成25年と平成26年度の見込みを比較いたしまして、伸び率を掛けて、そのまんま伸ばしているところであります。

療養介護、短期入所につきましては、平成26年度の見込みの数字を利用しているところでございます。

続きまして、3番目の居宅系サービスについてですけれども、この分につきましては、共同生活援助については、平成26年度から制度が変わっておりまして、従来のケアホーム型とグループホーム型が一元化されているところでございます。この分につきましても、平成26年度で83名の利用の見込みがありますのでその分を基に推移をさせております。

あと、4番目の相談支援についてですけれども、障害をお持ちの方が障害福祉サービスを受ける際には、平成26年度中に全ての方にサービス等利用計画を作成することが必要となっております。現在、対象者が約450名いらっしゃいまして、その分を基に推計で数字を伸ばしているところでございます。

続きまして、2の障害児福祉サービスについてなんですけれども、この分につきましては、前回の第3期の障害福祉計画の中では対象ではなかったんですけれども、平成24年度に法律が変わりまして、全ての施設サービスを児童福祉法に基づいて行うようになり、今回の第4期の障害福祉計画の中からサービス量を見込むようにしております。

現在、障害児福祉サービスの利用対象者といたしましては、222名いらっしゃいます。この分は年々増加しておりますので、平成26年度、平成25年度とを比較しながら伸び率等を加味して推移をさせていただいているところでございます。

続きまして、次のページの地域生活支援事業についてなんですけれども、この分につきましては、市町の地域ごとの特性や掲げている課題等を加味しまして、市町である程度事業を選択できるような制度になっております。今回、第4期の計画で新たに追加させていただきました事業といたしましては、1番目の理解促進研修・啓発事業と、2番目の自発的活動支援事業、4番目の成年後見制度利用支援事業。あと、7番目の手話奉仕員養成講座事業、10番目のその他の事業の中で巡回支援相談専門員整備事業というのを新たに追加させていただいているところでございます。

まず、1つ目の理解促進研修・啓発事業についてですけれども、この中の教室等開催につきましては、障害に対する理解を深めるために、小・中学校ですとか、民間、あるいは、企業を対象とし、出前講座を行う形で考えております。この分は、年4回程度の、1回当たり50名ということでサービス量は見込んでおります。

次のイベント開催についてですけれども、この分につきましては、障害者理解促進実行委員会というのを立ち上げておまして、当事者の方、また福祉団体、地域の民生委員さん、区長さん等に入らせていただきまして、実行委員会を設置し、地域の交流イベントを年に1回行うような形で考えております。

ちなみに昨年度は、フレスポのイベント会場で、福祉団体に参加していただきまして、音楽でリレー形式のイベントを行っております。

続きまして、2つ目ですけれども、自発的活動支援事業につきましては、障害のある方、また、その保護者が互いに悩みを共有したり情報を交換する場という形で、年に6会場を想定しておまして、1回当たり10名で算出をしているところでございます。

続きまして、3番目の相談支援事業の見込みですけれども、相談支援事業につきましては、この圏域の鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町で1市3町で、総合支援センターキャッチのほうに委託をしている事業になります。この分は、障害のある人、また、家族からの相談に対し専門的な知識を持った専門医からの指導、助言等を行う事業になっております。

続きまして、成年後見制度利用支援事業なんですけれども、この分につきましては、身寄りのない知的障害者、精神障害者が自立した日常生活ができるように支援するものでございます。

続きまして、5番目の意思疎通支援事業についてですけれども、この分につきましては、手話ですとか、要約筆記の方を派遣する事業になっておまして、平成26年度の実績を基に3カ年を見込んでいるところでございます。

続きまして、6番目の日常生活用具給付等事業についてですけれども、この分につきましても、平成25、26年度の実績から見込み数を出しているところでございます。

7番目の手話奉仕員養成講座事業につきましては、この圏域内で手話ができる方が不足している状況にあります。年に47回の手話奉仕員養成講座を行い、この分は鳥栖市だけでなく1市3町で行うことを計画しております。対象者といたしまして25名を想定し、そのうちの約4割の10名を鳥栖市の方が利用されるというふうに見込んでいます。

次に、8番目の移動支援事業の見込みについてですけれども、この分につきましては、平成25、26年度の見込みより、平均で伸ばしているところでございます。

9番目の地域生活支援センターについてですけれども、現在、事業所といたしましては、

社協内の身障センターと地域活動支援センターということで、鳥栖作業所、あと、安楽寺作業所の3カ所があります。この分については、新たに地域活動支援センターとして、事業を行いたいというお話は今のところあっておりませんので、現状のまま伸ばしているところでございます。

次に、10番目のその他の事業についてですけれども、福祉ホームにつきましては、鳥栖市内で1カ所で、現在4名が利用されています。

訪問入浴サービスにつきましては、平成26年度の対象者が3名で、そのまま伸ばしております。

巡回支援専門員整備事業につきましては、保育園ですとか幼稚園等を専門的な知識を持った方が回り、早期に、発達の遅れがある児童の方を見つけるような事業になっておりまして、20施設を平成26年度に回っております。回数としては、1年間で138回巡回を行っているところでございます。

日中一時につきましては、平成25年、平成26年度の見込み、また、社会参加促進事業につきましては、平成24、25、26年度の見込みから数字を出しているところでございます。

続きまして、次のページの計画の推進・点検・評価についてですけれども、この分につきましては、やはり、さまざまな関係機関との連携が必要だというふうに考えております。

この1市3町で、鳥栖三養基地域の自立支援協議会というのをつくっております、その中でさまざまな課題についての研修や事例の検討会などを行っているところでございます。

今後、計画の推進、点検を行う際には、必要が生じたときには、その自立支援協議会を活用しながら関係機関からの意見を求め、必要な対策を講じるとともに、計画を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

御説明ありがとうございました。

この障害福祉計画に関しても、御質問、御意見あれば、ぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

飛松妙子委員

いろいろと、また教えていただきたいと思うんですけど。

成果の目標の設定とか、しっかり決められているのですごいなと思うんですけど、例えば、4番目の福祉施設から一般就労への移行で、2人、平成24年度できて、今後2倍の4人にしたいということだったんですけど、この2人っていうのは、どうやって一般就労することができたんでしょうか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この分につきましては、就労関係の相談を受けます、もしもしネットさんという事業所がありまして、そこに、平成24年度中に一般就労につながった方の数をお伺いしている形になります。

一般就労につなげるには、さまざまな課題がありまして、この分については、もしもしネットさんが、そういうハローワークさんとかと連携をいたしまして、障害をお持ちの方を関係機関につなげたことによって一般就労につながったというふうにお伺いしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

私も、いろんなところでお話聞く中で、就労したんだけど、結局長つづきしなくて、で、違うところで、何て言うんですかね、あまり一般企業の中で障害の方が入ると、なかなかじめなかったり、いろんなところでやっぱりやめてしまうケースがあるんだけど、障害の皆様が働いている中でその子が入ると、長く働くことができるとかいうお話も聞いたりとかしているんですね。

だから、一般企業に勤めていただきたいんだけど、その難しさっていうのが、やっぱり企業側の理解、環境がすごく……、かなあというのがあるんですね。

その辺の、企業に対してとかいうの、企業だけじゃないんですけど、一般人もそうなんですけど、そういう……、先ほど、フレスポで交流の場を持ったとかいうのもありましたけど、障害者の方が、地域に出て販売をしたりとか、そういう交流が持てる場っていうのが年に1回じゃなくて、もっと活用できればなあって、それが就労につながるような、何か仕組みができないかなっていうのをちょっと感じたんですよね。難しいと思うんですけど。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

今回の計画を策定するに当たりまして、素案の15ページになるんですけども、15ページ、16ページになるんですけど、さまざまな事業所に意見をお伺いしているところでございます。

この中の、16ページの真ん中ぐらいなんですけれども、やはり民間企業にもそういう事業所に意見をお伺いする中で、何社か聞き取りに行っております。その中で、話が上がってきていたのが、やはり障害をお持ちの方の場合は、常時雇用する場合に状態ですね、身体の状態、健康問題とかがやはり課題になってくるということで言われておりました。

就労意欲に波があって、欠勤が続くこともあると。そういうところをなくしていくためにはやはり企業、あとは、その御家族の方との協力とか、そういうところを進めて行くことによって安定的な就労につなげて行きたいという御意見をいただいているところでございます。

また、障害福祉サービスの中でも、就労系のサービスということで、A型事業所、B型事

業所というのがありまして、B型事業所につきましては、雇用形態ではないんですけれども、働いた分、工賃という形で賃金に近いものがもらえます。A型については雇用形態をもって賃金という形でもらいます。

鳥栖市内の事業所で、B型事業所については、1人当たりの賃金が大体1万7,000円、A型事業で6万円弱という形になっております。

そのように、就労支援のA型、B型事業所の雇用を進めていく上で鳥栖市の施策といたしましても、平成25年度に障害者の優先調達推進法というのができまして、市のほうもそういう施設から物品ですとか、清掃とかの役務を優先的に調達するよというお話があつてまして、ことしは約870万円をそういう事業所から、そういう物品、役務を調達するよという形で、そういう障害をお持ちの方の工賃につながるよというように、そういう取り組みもさせていただいてるところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

今の、いいヒントいただいたんですけど、市役所だけじゃなくて鳥栖市内の企業の方にも、そういう御協力をして、賃金アップじゃないですけど、何か、そういうふうにつなげたらいいですよね。

ありがとうございます。

中村圭一委員長

ほかの委員さん、何かありませんか。

松隈清之委員

これは前回、まあ平成26年度までのやつも、多分あろうかと思うんですけども、そんな時もこういう数値目標っていうのはあったんですかね。ありましたか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

前回も、このようにサービス量の見込みを出しているところでございます。

松隈清之委員

そんな時の数字っていうのは、平成26年度ももうすぐ終わるんですけども、達成できそうな数字になっているんですかね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この第4期の障害福祉計画を策定するに当たりまして、第3期の障害福祉サービスの平成24、25年度の実績等をもう一回確認をしているところでございます、この中の7ページ、平成24年度から26年度までの見込みと、あと平成24、25年度の実績ということで掲げさせていただいております。

達成率につきましては、多少ばらつきはあるんですけども、ほとんどの事業については、当初の目標を達成しているのではないかとこのように考えております。

松隈清之委員

今回、こういう地域生活への移行とか、就労、一般就労への移行とかが数字があるじゃないですか。これは、国が何%ぐらいとかが数字という御説明もありましたけれども、極端に、例えば、何百人とか何千人とかが数字じゃないし、ものすごくこう、2人とか4人とかが数字というのは、個別の事情によつてころと数字というの、例えば障害の程度であったりとか、あるいは企業側の都合も含めてね、ばらつきの範囲内のような数字のような気がするわけですよ。

それで要は、こういった方向に、例えば、目標が2とか3とかね、そういうことじゃなくて、もう今後、就労、特に自立支援とかに向けて就労を進めて行こうと思うと、やっぱり構造的に、何かアクションしていかないとかなと思うわけですよ。

さきほど、御答弁にもありましたように、公共調達の部分もあるし。国が、民間にも広げて行ってくれるといいんですけども、そういう受け皿のほうの、例えばこの中にも書いてあるように、実際じゃあ、施設で、そういう作業所みたいな施設でも、なかなか、仕事がこなせないとか数字ということもあるんですよ。仕事があつても、それをこなすだけの、量に対して追いつかないとか。そうすると、なかなかかみ合わない、企業もせっかく仕事出すんだけれども、納期までに間に合わないとか。

だから、どうやったらよりうまく、一般就労、あるいは一般からの調達の仕組みと現状つていうのがかみ合つて行くのか数字を考えると、多分2人とか、何人とかが数字というのは、そのときの事情によつて、できたりできなかったりつていう、ふうな数字のレベルだと思つていいですよ。

だからもつとこう、何つうのかな、こう、ことしより来年で、よりよくなって行く環境づくりとか、そこら辺つていうのは今度、第4期なんですけども、第3期と違つてこういうところで、ちょっとそういうところを変えて行きたいみたいなどころはあるんですかね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

障害をお持ちの方の就労先の確保というのは、非常に大事に考えておまして、先ほどの話に戻るんですけど、やはり入所中の障害をお持ちの方が地域に移行する上では、居住系のサービス、あるいは、就労先というのはすごい大事だつていうふうに考えております。

その中で、優先調達法につきましては、やはり市がこういうニーズを持っている、事業所がこういうニーズを持っているということで、ミスマッチが今のところ、かなりあるかというふうに考えております。

鳥栖市のほうで行っている分は、優先調達推進の方針をつくる際に、各事業所に聞き取りを行いまして、今現在、どういうサービスだったら提供できるかというのを全部聞き取りを、事業所に聞き取りを行っていきまして、その分についてはホームページの中で周知をさせていただいています。誰でも見れるような形にさせていただいております。

それと、庁内で、こういうサービスだったらそういう事業者に頼むことができるんじゃないかというところで、定期的にこういうサービスだったらこういう障害の施設でもやっていますよっていうを、ホームページを見てくださいという周知とかを行って、なるべくミスマッチがなくなるような形をとっていきたいというふうに考えております。

また、地域の自立支援協議会の中に、就労支援の部会というのをつくりまして、その中で、各事業所の担当の方に来ていただいております。昨年度は、私のほうでその優先調達推進法の内容ですね、そういうのを説明させていただきまして、そういう研修会を何度か開いて、あと、どういうものであったら提供できるかとか、そういうところを随時、年に6回ぐらい協議をする場を持たせていただいております。

以上です。

松隈清之委員

やっぱり、優先調達っていうことの中で、ミスマッチがあるんでね、そこを今解消して行かれようとしているんだと思うんだけど、先ほどもあったように、一般就労って結構、厳しいと思うんですよね。言葉で言うの簡単なんだけど。

逆に言うと、程度の軽い障害者への、言い方悪いけどニーズっていうのあると思うんですよ。特に、大企業なんかっていうのは、雇用しないと課せられるお金とかっていうのあるじゃないですか。

だから、今は200人以上かな、50人以上まで今後なるっていうふうには言われているけども、だから、規模が小さいところも雇わなきゃいけないっていうところが出てくるんで、そのときにやっぱり、障害者ではあってもその程度によってね、普通の人とそれほど変わらない仕事ができる方へのニーズは高いと思うんですよね。

だから、そこは多分、ほってはおかんにしても大丈夫だと思うんですけど、やっぱり今でもやっぱり厳しい方というのは、今後も厳しいと思うわけです。そういうのが出てきたとしても、一般就労っていうのはかなりハードルが高い、特に、そういった方はハードルが高いと思うので、やはり作業所とかね、そういう、そういった方々のできることに合わせて仕事していただく環境っていうのがどうしても必要だと思うんですよね。

そこで、これは一つのアイデアなんだけど、公共調達はされて、市でミスマッチを解消しながらこういうものを、提供できるもの、お願いできるのはこういうのがありますよっていう

の、今言われたじゃないですか。

例えば、民間の企業さんにもそういった部分の、これ、前に一般質問でも言ったんだけど、そういった調達をお願いして、額によってさ、例えば、障害者に優しい企業として、表彰したりとか、ポイントつけて、ポイントちゃ言わんですけど、例えばこう、ISOじゃないけど、鳥栖独自のエコオフィスとかっていうのつくったじゃないですか、制度ね。そういう、ハートフルオフィスとか、そういう認定とかっていうことで、ちょっとステータスとか企業のイメージアップにつながられるような、何かこう、ないと、やっぱどうしたってそのミスマッチの、市役所でもかなりあるのに、一般企業に広げるのって相当厳しいと思うんですよ。

だからその、そういった一般企業に対しても、鳥栖市としてはそういったところに対して、こういう認定しますよとか、こういう特定ありますよっていうことで、よりこう、今、作業所なんかでできるサービスというのを見つけるのが大変じゃないですか、やっぱり仕事先っていうのを。やってもらいたいことはあっても、それにはできないっていう作業所とかいっぱいあるので、できることをなるべく広げて行って、一般就労も可能などころはいいかもしれないけど、多分一般就労はかなり限界があると思うんで、どうしたって作業所は残ると思うし、逆に、作業所が少なくなってくると、そういった方々の就労の場が確保できないっていう可能性にもなるんで、仕事を見つけてあげるっていう部分も公共だけじゃなくて民間に広げるお手伝いを、何かできたらいいのかなと思うんですけどね。

中村圭一委員長

御意見ですけど、コメントあれば。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

確かに、一般就労先を見つけるのってすごい大変な作業になってまして、この分は、県の就労支援室との話とかも、やはりしているんですけども、法定雇用率で言いますと従業員が50名以上の企業については、障害をお持ちの方を2%以上を雇うように義務づけられています。

ただ、なかなか実際進んでなくて、鳥栖市内で言いますと平成25年度で約6割ぐらいの達成率という形になっています。その達成率を上げるために、県のほうで就労支援のコーディネーターというのを雇っていただきまして、地域の中で50人以上の従業員がある企業のほうにお話に行っていていただいて、障害のある方の雇用につなげるような取り組みをしていただいているところでございます。

また、特別支援学校に通われている方の一般就労につながるよというということで、就労支援コーディネーターというのも県のほうで、昨年度ぐらいからつけておりまして、その方に

については、特別支援学校にどういう、一般就労でのニーズがあるかっていうのを学校にお伝えして、お互いのミスマッチをなくすような取り組みもさせていただいているところでございます。

以上です。

中村圭一委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

19ページなんですけども、国の基本方針ということで、ここに平成29年度までに、現在の入所施設の入所者の12%を地域生活に移行することを目標にするということなんです。

それで、あわせて、平成29年度に施設入所者を4%削減することを目標とすると、これ当然、これを踏まえて、この3番のところに国の基本方針として、地域生活拠点等について平成29年度までに、各市町村、または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするというふうな、これ合わせてやって行かれると思うんですけど、それも含めてさっき就労もあったんですけど、これについては何か具体的に、何かこれからやられるというのはあるわけですか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

議員御指摘の地域生活支援拠点についてなんですけれども、精神に障害をお持ちの方が地域に移行していく上で、24時間体制で相談が受けれたりとか、あるいは何かあったときに、一時的に短期入所とかですね、一時的に住むところを見つけたりとか、そういうことを行うようになってまして、1つの事業所で全てを受け持つのは、なかなか厳しい状況にあるかというふうに考えております。

その問題点を解決するために、1市3町でつくっております自立支援協議会の中で、この分については、鳥栖市だけではなく、この圏域の問題ということで役割分担をどのようにしていくかというところを協議しているところでございます。

以上です。

古賀和仁委員

当然どちらに、行政を主体として、この拠点を設けるといふ、1市3町で設けるといふ、何かの、どっかの法人とか、事業団体にこれを任せるといふ意味で計画をされているのかですね。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この分につきましては、1事業所で全てを受け持つといふのはなかなか難しいかというふうに考えておりまして、例えば、居住の場ということであれば、どここの事業所。あとは

24時間体制であれば、どこの事業所ということで、その事業所ごとで連携がとれるような体制、そういう整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

古賀和仁委員

ここに目標値で12%というのがあるんですけど、これは、障害の程度によっていろいろ、重心からいろいろ、ずっと段階的にあると思うんですけど、どこの部分の12%をここに設定されているのか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この分につきましては、施設に現在入所してある方を対象といたしてますので、状態的には、そうですね、軽度の方……、中度の方とか、中度からちょっと重い方も中にはいらっしゃるかと思います。

ここは、今現在の施設入所してる方が、どういう施設に入っているかっていうところで多少程度にはばらつきが出てくるかとは思いますが。

古賀和仁委員

聞き方悪かったかと思うんですけど、程度が1から10までぐらい、仮にあるとしますと、これ全部一律に、12%は大変厳しいと思うんです。例えば全体、100あるうちの、単純に計算して12なのか、この真ん中……、どの辺で切られるか知りませんが、その中の12%なのか、全体の12%なのか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この分につきましては、全体の12%という位置づけになります。

古賀和仁委員

今どのくらい、実数としてあるわけですか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

平成25年度末で71名が施設に入所している状況にありまして、そのうちの12%ということですので9名を地域に移行するような形で考えております。

中村圭一委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

済みません、その施設というのは、病院という意味でしょうか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この施設につきましては、障害の福祉施設になりますので病院とは別になります。

例えば、青葉園さんとか、若木園とか障害をお持ちの方が入所している施設になります。

午後 2 時36分開議

中村圭一委員長

それでは、再開をいたします。

次に、鳥栖市子ども・子育て支援事業計画について協議を行います。

執行部より、本計画の御説明をお願い申し上げます。

江寄充伸こども育成課長

それでは、早速ですけれども、お手元に配付しております資料に基づいて御説明をさせていただきますが、この計画につきましては、既に御案内のとおりでございます。

平成24年8月に、子ども・子育て支援法を初めとした、子ども・子育て関連三法のほうが成立をしております。それを受けまして来年度、平成27年度より子ども・子育て支援新制度というのが施行される予定になっております。

そのことに対応するために、子ども・子育て支援法に基づきまして、子ども・子育て支援事業計画というようなものを策定しなければならないと、もう義務化されております。

その計画につきましては、ただいまより御説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

安永伸也こども育成課主任

それでは、今お手元に配付しております資料に従いまして御説明させていただきます。

全体計画としましては50ページほど、今、素案のほうございますが、50ページほどの分量でございます。

今回、提示しておりますのは、あくまで素案の素案という形でございますが、この作成につきましては、市のほうで設置しております子ども・子育て会議のほうの御意見をいただきながら具体的に今、作業を進めているという状況でございます。

全体のほうの部分につきましては、概要版の、このA3、1枚の概要版のほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず鳥栖市子ども・子育て支援事業計画構成案（概要）という資料でございます。

冒頭、述べましたとおり、平成27年度から新しい子ども・子育て支援制度というものを今、全国的に全ての自治体が準備をしております。それに従いまして、計画をつくるという部分でございます。全体としましては、第1章から第5章までの構成でございます。

まず、第1章の計画策定にあたってでございます。

まず、こちらのほうで計画策定の背景と目的のほうを述べております。

まず、背景につきましては、昨今から言われております、国の情勢としまして、我が国の急速な少子高齢化、将来の労働人口の減少という部分、それに伴いまして核家族化の進行、就労環境の変化、そういったものを含めまして子供を取り巻く環境全体が大きく変化しているという状況でございます。将来的に社会保障の負担増大、地域社会の活力低下とか、そういった部分が懸念されておるところでございます。

それを受けまして、国のほうの対応としまして、子ども・子育て支援関連3法が成立いたしました、大きく3つの目標がございます。

そちらのほうに書いております丸1番、小学校の就学前児童に対する質の高い教育、保育を提供しようという部分でございます。

それと2番目、保育の量的拡大・質の改善でございます。待機児童の解消、もしくは保育士、幼稚園教諭の適正な規模の確保、そういった部分が述べられております。

それと3番目、地域の子ども・子育て支援の充実ということで、施設を利用されない、幼稚園を利用されない、保育園を利用されない方、そういった方たちの妊娠期からの育児不安の解消、しいては児童虐待の防止、そういった部分につながるものでございまして、地域の身近な場所で支援を行いたいという、大きく3つの目標となっております。

こちらのほうを実現するために、各市町村単位で今回の事業計画をつくりましょうというふうに法のほうで義務化されております。

それを受けまして、市の対応としまして、子ども・子育て支援制度の目的や意義に合致しました鳥栖市ならではの子育て支援を定めまして、鳥栖市子ども・子育て支援事業計画を策定するというふうに動いております。

それで、2番目の計画の期間でございますが、こちら法律に基づきまして、事業計画、5年間の計画でございます。平成27年から31年度までを第1期としまして、第1期目の計画を策定していくという部分でございます。

3番目の策定体制につきましては、今回の計画をつくるに当たりまして、まず地域のニーズを把握するという面からニーズ調査というものを実施しております。これは、昨年11月から年末にかけて実施をいたしました。対象者の方1,500名、無作為で抽出をいたしまして、回答率は約半数の47%という回答をいただいております。これは、全体で60問ほど設問がございまして、調査内容としましてはかなり分量が多い、50ページ弱ぐらいの調査表でございました。それで、そうであるにもかかわらず半数の方に御回答をいただいておりますという状況でございます。こちらの結果を集計しまして、国のほうが全国統一の推計方法というのを示しております。

それに従いまして、必要な事業ごとに今後のニーズ量というものを算出したところござ

います。

それと2番目、鳥栖市子ども・子育て会議での意見聴取、あと、事業者への意向確認というものを行っております。子ども・子育て会議につきましては、市民参加の意見を徴収する場ということで保護者の方、あと、子育て支援に実際に携わる保育園、幼稚園、認可外保育施設、そういった事業者の方、そういう方たちの御参加をいただいて議論をさせていただいているところでございます。

以上が、計画策定に当たってでございます。

続きまして、右側のページに行きますと、第2章 鳥栖市の子ども・子育て支援の現状と課題という部分でございます。

先ほど申しました、そのニーズ調査の結果、それと現在の施設、サービスの利用状況、結果を踏まえまして鳥栖市の現状と課題ということで、大きく4点にまとめております。

まず1点目、高まる保育ニーズへの対応という部分でございます。

こちらのほうは、2項目分けておまして、預け先があれば働きたい方、という割合が非常に高く出ております。これニーズ調査の結果でございます。したがって保育所等の利用ニーズが高まっているというふうに推測されます。

それで、保育所の利用申込者っていうのは年々増加をしております。結果としまして、今年度待機児童が発生しているという状況でございます。過去10年間にわたりまして保育所整備等を受け皿の整備のほうを行ってまいりましたが、それを上回るような形でニーズのほうが高く出ているという状況でございます。

それと2点目、幼児期の教育への対応という部分でございます。

こちら、これも調査の結果からいきますと将来的な利用先、利用したい施設という選択肢につきまして、幼稚園の利用意向もかなり高いということ把握しております。したがって、幼児期の教育、質の高い教育に対するニーズも高まっているのではないかというふうに考えております。

それと3点目、病児保育、一時預かり事業などニーズに応じた子育て支援にかかわる事業の充実という部分でございます。

お子様が病気の際に、どうしても預け先がない――御家族、実家とか友人の方に預けられる、そういう方もないような世帯というのが存在しております。

ただ現状では、鳥栖市のほうは、病気の際のお子様を預かる施設とういうのはございませんで、病気が一段落して回復傾向にあるお子様を預かる病後児保育、病後児でございますね。病後児保育だけを今実施しているという状況でございます。病気の際に預けたいと言われる方も、一定数存在されるという状況でございます。

それと4点目、子育て支援センターと地域での子育て支援の充実という点でございます。

子育て支援センター、今、鳥栖市におきまして6カ所展開しております、毎年利用者の方、あと、そこでお受けします育児に関する相談、そういったものは、実質相談件数っていうのは伸びておるといふ状況でございます。

ニーズ調査におきましても、今現在は、支援センターを使っていないけれど将来使ってみたい、もしくは回数をふやしてみたいという方もふえておりました、こういったところから今現在、施設を、幼稚園、保育園に通ってない方、要は、いわゆる0歳から2歳ぐらいの方、そういった家庭で育児をされる方に対する育児の相談の場、あと交流の場、そういった孤立化を防ぐような取り組みというのが、地域の身近な場所での子育て支援というのが必要じゃないかというふうにとまとめております。

以上が、第2章の現状と課題という部分になっております。

続きまして、第3章の計画の基本的な考え方はでございます。

第1章、第2章を踏まえまして、計画全体の策定方針、あと、事業の実施方針について述べた部分でございます。

まず、基本理念というものを設定させていただきたいというふうにお考えしております、これは今現在、鳥栖市の総合計画に従いまして、子育て関連の事業を進めておりました、そういった部門の関連性も踏まえまして、理念としましては、「子どもたちが健やかに成長しよるこび・温かみ・安心感のあるまち」という部分で、今設定をさせていただこうかというふうにお考えしております。ここら辺は、子ども・子育て会議の皆様の御意見、そういった部分をいただきながら今後、また変わる可能性もあるかもしれません。

それと、あと2番目の計画の体系ということで、基本目標に従いましてそれぞれの事業を形態別に分けましてそれぞれ基本目標を設定した上で事業を推進して行くということで考えております。

続きまして、第4章でございます。

資料、裏のほうになります、こちら、計画の施策内容でございます。

今現在、子ども・子育て支援法に定められております事業がございます。そういった事業ごとに、具体的な事業の実施方針というものの、確保する量、そういったものを定めた項目でございます。

まず、その青いラインで囲っております部分、ここはポイントの部分でございます。

まず、1つ目の二重丸の部分、事業に対応した確保方策を設定する地理的な単位として、事業ごとに小学校区、中学校区、市内全域の3タイプに設定をしております。これは、各事業ごとに、この計画を策定するにあたって将来のニーズ量と、それにどのように対応して確

保量を確保していくか、そういった部分を全ての事業に対して設定することが求められています。

その上で、この事業ごとに事業調整を図っていく単位としまして、小学校区、中学校区、市内全域の3タイプに設定させていただいたところでございます。

それと2点目、高まる保育や幼児期の教育ニーズへの対応という部分で、先ほど、第2章の課題の部分でも触れておりました部分に対応する方針としまして、保育所の定員増、あと認定こども園の普及、施設の新規整備等によりまして、平成29年度までの待機児童の解消を目指すという部分でございます。平成29年度、これは国が目標としております待機児童の解消年度でございます。本市におきましても、今現在、待機児童を抱えておるという状況でもございますので、少なくとも、その平成29年度までに新たな確保方策、受け皿のほうをですね、確保しまして、待機児童の解消を目指すというものでございます。

それと、病児保育、アレルギー児童や障害児への対応と、そういったより細かい部分のニーズの対応というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、子育て支援センターを、地域での子育て支援拠点として相談交流の場、情報提供を図っていくという部分でございます。そこが大きく3点のポイントでございます。

それで、重複いたしますが、次の1番目の提供区域の設定という部分で、先ほど述べましたとおり事業ごとに、現在の施設、サービスの配置状況、あと、利用者の状況なんかを勘案しまして、3タイプの提供区域を定めております。

丸1番、小学校の8区域、それと2番目、中学校の4区域、それと3番目の市内全域という部分に分けております。

米印で書いてありますが、この提供区域というものは、あくまで、事業の必要があるかどうか、今後、確保方策を拡充していくのか、現状維持でいいのか、それを判断するための区域設定でございます。ですので、実際の利用者の方を制限するものではございません。同じ小学校区内でしか保育所が利用できないとか、そういう制限のものではないということをおし伝えておきます。

それと2番目のほうに、具体的な施策別の量の見込み及び確保方策というふうに御説明でございませう。

こちらのほうは、まず(1)保育所、幼稚園の事業というものがございまして、これは保育所、幼稚園、それと今回、新制度に伴いまして地域型保育事業、そういった部分の実施の考え方を示したものでございます。

取り組みの方向性という部分に書いてありますが、先ほど述べましたとおり、現在、待機児童が出てるといふ部分に対応しまして、保育所の定員増、認定こども園の普及、促進、新

規施設整備等、そういったものが取り組みの方向性というふうに記載しております。矢印が伸びておりまして、その下に主な確保方策という部分で記載しております。

現状、今回のニーズ調査の結果を受けまして、おおよそ500人程度、量が不足すると、将来の利用に、ニーズに対しまして現在の供給量からいきますと、500名程度不足してくるという結果が出ております。

それで、それに向かひまして、市のほうの対応としまして、平成29年度までに待機児の解消を目指して以下のような定員の確保、受け皿の確保を目指すというものでございます。

まずは、平成27年度におきましては、認定こども園開設、現在、布津原幼稚園様が開設準備をされておりますが、そういった部分。それと地域型保育事業、今現在、認可外保育施設として経営されてありますところが、市の基準を満たした上で、地域型保育事業に移られる、そういった部分。それと既存の保育所の定員増、そういった部分を含めまして200名ほどの定員の確保を図るという部分でございます。

それと、平成28、29年度におきましても、認定こども園の移行促進、それと、それでももし足りなければ保育所の新規整備、2園程度の整備という部分を確保方策として示したものでございます。

こちらのほうは、現状のニーズ量に従いまして500名という、おおよそ500名という数字が出ておりまして、今後、実際の利用者の状況、保育所の入所状況、申し込み状況、そういったものを踏まえまして、事業計画の中間年であります平成28年度、平成29年度におきまして、もう一度見直しを図ってまいりたいと、現状に即した形で見直しを図りたいというふうに考えております。

それと、続きまして右側のほうに移っていただきまして、(2)の地域子ども・子育て支援事業という部分でございます。こちらのほうは、先ほどの保育所、幼稚園とはまた別に、利用者の利用ニーズに応じて地域での子育て支援を主体とするものでございます。

まず、放課後児童健全育成事業でございます。こちらのほうは小学校、今現在、学童保育という部分で述べられておる部分でございます。学校施設を活用して施設の充実、質の向上を図るという部分でございます。

その下、地域子育て支援拠点事業でございます。こちらのほうは、子育て支援センターという部分でございまして、先ほど述べましたとおり、今後の利用意向というものも伸びるといふ見込みを立てておりまして、今後、小学校区に、一区域にですね、おおむね1カ所程度設置をするという方向で考えております。

また、より専門的な御相談につきましても、より今よりも機能が拡充できるような形で、より付加価値の高い子育て支援センターというのを、設置を必要ではないかというふうに考

えております。

それと、延長保育事業、それとその下の一時預かり事業、こちらのほうにつきましては、保育園、幼稚園で実施しているものでございますが、一時預かり事業につきましては、施設利用以外の方も利用できるサービスでございまして、地域子ども・子育て支援事業という位置づけになっております。こちらのほうも、利用意向としましては、今後も伸びるという部分でございますので、今後、新規開設される認定こども園ですとか地域型保育事業、そういった部分についても実施を進めていきたいというふうに考えております。

それとその下、病児・病後児保育事業でございます。

病児・病後児につきましては現在、病後児保育のみを実施しておりますが、将来的に病児保育、病気の際のお子様の預け先というのも確保できるように医療機関、そういった部分との連携を深めながら実施される事業所様を今後検討していくという形でございます。

それと、子育て短期支援事業でございます。こちらのほうは、実際、お父様お母様が何らかの理由でお子様を見れないと、家で見れないという方たちを児童養護施設において、1週間程度、臨時で養育をかわりに行うという部分でございます。

こちらのほう、現状、鳥栖市にそういう施設はございませんが、基山町のほうに児童養護施設っていうのがございますので、そちらのほうに利用のほうをお願いしているという状況でございまして、今後、利用ニーズに合わせまして対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと続きまして、利用者支援事業でございまして、これは子育て支援制度での新たな実施事業というふうになっております。

利用者支援事業につきましては、お母様の育児休業からのスムーズな職場復帰ですとか、地域の子育て支援事業の御紹介とか、そういった、お子様たちの地域での子育て支援の情報というものを個々に、個別にですね、対応を図って行くというものでございまして、具体的には、利用者支援の相談員という者を配置しまして、実施をしていくという部分でございます。市役所のほうを拠点としまして、そういう相談体制、情報提供の場というものを築いていければというふうに考えております。

次の、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、現在、会員相互の育児、家事援助の相互利用の互助組織という形で実施しておりまして、こちらのほう、事業の周知のほうも図りながら利用者の確保というものを図って行きたいというふうに考えております。

それと、妊婦健康診査、それとその下の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、こちらのほうは、主に出生前のお母様の支援も含めまして妊婦健診の完全な受診という部分と、そのあと、お子様がお生まれになられて4カ月ぐらいをめどに、全ての赤ちゃんの家庭を回る事

業というものを行っておりまして、全戸訪問事業として行っているという部分で現状の体制として継続をさせていただきたいという部分でございます。

それと、養育支援訪問事業につきましては、先ほどの、この乳児家庭全戸訪問事業で回りました家庭について、よりハイリスクな家庭、かなり養育が困難な家庭、そういった部分にピンポイントに産後のケアも含めまして、保健師等が訪問しまして、実際の育児相談というのを個々に対応しているという事業でございます。こちらのほうも、現状の実施体制というのを継続させていくというふうに考えております。

残りの、その下の二つ、実費徴収に係る補足給付を行う事業、こちらのほうにつきましては、ちょっとまだ、国の動向というのがつかめておりませんので、今後、国の動向を見ながら対応するという部分でございます。

もう一つ、多様な主体が参入することを促進するための事業ということで、こちらのほうも、国の動向を踏まえて対応するというふうに考えております。

以上が、具体的な事業ごとの取り組みの方向性という部分でございます。

あと、次に3番目の、その他の施策につきまして、こちらのほうはそれぞれ大きく3点、これは、計画の必須事項ではございませんが、市として3点絞って掲載をするものでございます。

まず、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に係る体制の確保という部分で、こちらのほうは、認定こども園をどのように普及させていくかという部分でございまして、国のほうとしましても、認定こども園をどんどんふやしていきましょうというスタンスでございます。それに関連しまして、鳥栖市において認定こども園を積極的に移行できるように、今の幼稚園の事業者の方に対する支援、情報提供、そういったものを進めて行くという部分でございます。

それと、幼保小の連携の推進という部分で、保育所、幼稚園、地域型保育事業、そういったお子様たちが小学校にスムーズに上がれるような部分、これは教育部のほうとの連携も深めていきながら実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと2番目、子ども・子育て支援の特定施策ということで、こちら育児休業児の復帰時の支援、それと復帰するまでの子育て支援の情報の提供、そういったものを拡充させていくという部分でございまして、こちらのほうはニーズ量に見合った保育施設、そういった部分の受け皿整備を行っていくという部分と、利用者支援事業等を使いまして、その都度の情報提供、相談、そういった体制を敷いていくという部分でございます。

それと3番目、子供に関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県の施策との連携という部分で、こちらのほうは、より専門的な部分で、鳥栖市単体で動く部分では完全に対

応できない部分、そういった部分の対応をより連携機関と連携しまして、事業を進めていくという部分でございまして、児童虐待の防止対策、ひとり親家庭の自立支援、それと障害児の支援、それと仕事と家庭の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策という部分で、いわゆるワーク・ライフ・バランスに関する考え方、そういった普及啓発、そういった部分を取り組んでいくという部分でございます。

以上が、第4章の計画の施策の内容の部分でございます。

それと、最後に第5章で計画の推進というふうになります。計画の推進体制としましては、これさまざまな妊娠、出産の時期からお子様の学童期まで、学童保育まで含めた部分で、ライフステージごとに絡んだ事業でございます。

庁内はもとより、ほかの関連機関との連携も深めまして、子育て支援、当事者に関する総合的な支援ができるというふうな体制を築いていきたいというふうに考えております。

それと、2番目の進捗状況の管理という部分で、こちらについては各年度、計画の実施状況、内容の点検、そういった部分を、市だけではなく子ども・子育て会議のほうも今後設置しまして、評価をいただくという部分に進捗状況を管理をするというふうに考えております。

以上が、すいません、子ども・子育て支援事業計画の概要でございます。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

委員の皆さんから御質問、御意見を賜りたいと思います。

尼寺省悟委員

3ページの下のほうですね。

平成29年度までの待機児童の解消を目指して以下のような、新たな定員の確保を取り組むということで、かなり具体的な数字まで出して書いてありますよね。

まさか私は、ここまで出されるとは思わなかったんですが、大体、平成27年度、来年度ですよね。だから、ほぼこういった形でいくと。何か、何らかの根拠というか、ここまでかかるにはいいかげんな数字じゃなくて、ちゃんとした根拠とか、あるいは、あると思うんですけども、大体、これでいくだらうというのは間違いはないんですか。

江寄充伸こども育成課長

ただいまの御質問でございます、平成27年度につきましては、一応、先ほどの説明の中にもありましたように、認定こども園に移行される幼稚園、布津原幼稚園様のほうが、もう準備のほうを進められております。

それで、それ以外に現在、認可外保育事業をされている事業者様のほうで数事業者のところ、新制度への移行を決められて、準備のほうを進められております。

その事業者様を、一応これ、あくまでも予定なんですけれども、含めると125名程度の供給は確保できるんじゃないかと考えております。

それと、あと平成29年度まで、確かに具体的な数字を挙げさせていただいておりますが、それ以外については、現在のところ確固たる根拠はございません。

ございませぬが、こういった形で、国のほうも平成29年度までに約40万人といわれる待機児童を解消するというような方向で進めるというように申されておりますので、市としても、ニーズ調査を受けた結果、潜在ニーズも含めると約500名程度、先ほど説明の中にもありましたように、現状では供給のほうは追いついていないと、そのための計画として、数字を今挙げているんですけれども、確かに、委員御指摘のように、確固たる根拠はございませんが、その平成29年度までに、待機児童解消するためには、少なくともこういった数字を目標としながら計画を進めて行かないと解消できないと。それに向けて私ども、努力をさせていただくというように考えております。

ただ、あくまでもニーズ調査っていうのは、その潜在ニーズっていうのがどれくらい具体的な数字として、今後出てくるか現段階ではわかりませんので、平成27、28年度とその事業進める中で、このニーズがどの程度変動していくのか、それに合わせてまた、計画の見直し等も進めていくというように考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう1点、認定こども園開設、地域型保育事業開設125名とありますよね。

地域型保育事業にもいろいろあると思うんですけども、そこまで踏み込んでみて、じゃあ地域型保育事業の中で何名、何名だっというふうなところまでのあれは、計画は立てとるんですか。その辺は。

もっと地域型保育事業は、いろんな、もっと区分けしたいろいろありますよね。それで、ここはこれ幾ら、これは幾らというふうなところまで、そこまで細かい計画ちゅうのはあるんですか。

江寄充伸こども育成課長

今の、この125名という数字の中には、確かに、そういう予定をされている——10月に一応、平成27年度に新制度へ移行する、予定されている調査のほうを各事業者様のほうに行っております。

その中で、平成27年度から移行を予定されている、予定するというような御回答をいただいた事業者様の定数を合わせると、この125名程度になるというように表記のほうをさせていただいております。

以上です。

尼寺省悟委員

最後にもう1点だけ、この新制度の財源的な裏づけは例の消費税10%、で消費税10%はなくなったというようなことで、国は何とか新制度はやるというふうに言ってますけど、その辺の心配というか、それはもう大丈夫だと、やるんだというふうになっとるんですか。基本的には。

江寄充伸こども育成課長

委員御指摘のとおりでございます。

非常に、私どもも現在、消費税を財源としてこの待機児童解消を進めていくと。ただ確かに、消費税10%延長と、1年半の延長というようなことが今言われておりますけれども、この子育て関連事業につきましては、国のほうでも予定どおり平成29年度までには、待機児童を解消するというようなことで、努力するというようなことが報道のほうでなされておりますので、私どももそれを信じまして、この事業計画を今、策定中ということでございます。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

聞いてよかですか。

この保育所新規整備、90名規模2園で、これは当然、想定は民間ですよ。ね、それで、どこら辺にあるべきって、ぼやっとでもありますか。

江寄充伸こども育成課長

これは確かに、先ほど申し上げました、今500名程度不足していると。それをカバーするための1つの施策でございます。

それで、最終的には、どうしても現行の施設の定員増で不足するというのであれば、最終的には、この新設というものも考えていかなければならないと。それは、私立にしる公立にしる、ちょっと現段階では予定はないんですけども、そのエリアにつきましては、当然、その未就学児の分布図がございます、市内のですね。どういった地域に、どれぐらいの年齢の方がどれぐらいいらっしゃるかと、そういったことも一つの指標となります。

というようなことで、どうしてもやっぱりエリア的にそういうお子様が多い区域については、新設をしていくというような考え方ということ、私どもは現在のところ検討をしている段階でございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

ほかに。

古賀和仁委員

具体的に、具体的にですよ、具体的に、例えば、説明会を開いたとか、相談を受けたとかっていうのはあるわけですかね。

江寄充伸こども育成課長

この保育所の新設につきましては、現段階ではまだ、そういった相談は受けておりません。以上でございます。（「説明会とかは」と呼ぶ者あり）
説明会とかも現段階のところでは開催しておりません。
以上です。

古賀和仁委員

今後、説明会とかそういうのとか、広報とかされるというのはあるわけですか。

中村圭一委員長

まだ、これからちゅうことですね。全てね、はい。（「いや、27年度ち書いてあるから」と呼ぶ者あり）平成28、29年度よ。

江寄充伸こども育成課長

この新設については、あくまでも平成29年度を待機児童解消という目標年度にしておりますので、最終的な手段というようなことでの方策でございますので、（発言する者あり）はい、平成29年度までにというようなことで考えておりますので、具体的な、今のところそういう説明会とかっていう具体的な計画はございません。

以上でございます。（発言する者あり）

中村圭一委員長

何か、お急ぎであればよかですけど。（「なし」と呼ぶ者あり）

いや、なしやなくて、お急ぎやったらよかばってん、あるけんが。

飛松妙子委員

済みません。保育士さんの確保はどうなってますでしょうか。

この定員は超えて、確保をしますよってということで言われてるのに、実際問題、保育士さんがいないと、この定員で確保が難しいと思うんですね。

現在、もうちょっと受け入れられるんだけど、保育士さんがいないっていう声もお聞きをしているので、そのあたりはどうでしょうか。

江寄充伸こども育成課長

確かに受け皿としては、こういった計画……、これが絵に描いた餅と言われれば、まあそうですねですけども、これに対して当然、受け皿には当然、その見る方が必要でございます。その保育士さん、現状でも、本市が待機児童が出ておりますのは、一つは、保育士さんが不

足しているというような現状でございます。

それで、私どもといたしましても、8月に、その保育士募集の説明会を本市単独で行いまして、県もいろいろそういったことで各地で、県内いろんな場所で、保育士さん募集の説明会等もされております。

それで、具体的にこうやれば確保できるっていうような方策は今のところ持ち合わせてはおりませんが、今後も、1人でも多くの方に、保育士さんに来ていただけるように、市報等でも公募しながら、その努力だけは、今後とも引き続きやって行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうですね、例えば、定年、保育士さんの定年とかもあるんじゃないかなと思うんですけど、超えた方でも全ては無理でも、何かカバーできるようなことを、とかそういうことはできそうな感じでしょうか。

安永伸也こども育成課主任

現状、保育士の定年という考え方、現場のほうでも、実際、定年というのはございませんでして、まあ体力、あと保育に必要な知識、そういった経験があれば、採用をさせていただいているという部分でございます。

それとあと、全体に国のほうが保育士を補助するような形で、家庭的保育士というような名称で研修制度の内容というのを今、決めておりまして、そういう方たちが保育の場に戻って行かれる、また補助に当たるという部分で、量的な部分というのが少しずつ改善されるのではないかというふうに考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございました。もう1つ。

4ページのほうに、妊娠から出産、育児っていうところで書いていただいているかと思うんですけど、私は、やっぱりここがすごく大事かなと思ってまして。何がかっていうと、先ほどの、障害のお話もありましたけど、やっぱり、要支援が必要になっていく、お子様、乳用児、何歳ですかね、1歳半、3歳健診とかで、その支援がだんだんとふえていってっていう現状を見たときに、ここにもうちょっところ、相談プラス、療育っていうんですかね、訓練っていうんですかね、そういうことができるような、何か仕組みがあると幼稚園に行ってから、それから小学校に上がるまでに生かされるんじゃないかなあっていう、特別支援学級にその子を入れなくちゃいけないっていう前の段階で、何かこう、訓練ができて、矯正ができれば、普通学級でも十分対応ができるとかいうところにできないかなあっていうところ

がすごくあるので、私も、いろんな町で勉強してからまた御提案はしていきたいと思うんですけど、何かそういうことをひかり園さんの中でされている、プラスアルファをもっと違う、何かされている県、市あるのであれば、そういうところを学びながら取り入れたらどうかなってというのがすごく思うので、これは私からの意見というか、提案というか聞いていただくだけで答弁は求めませので、よろしくお願いします。

中村圭一委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

なければ、こちらも素案を読んでいただいて、個別にまた御質問があれば、もしくは御意見があれば執行部のほうにいただければと思います。

それでは質疑を終わります。



中村圭一委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、来週16日は、午前10時から現地視察の予定となっておりますので、委員の皆様のご御参集をお願い申し上げます。10時に出発ということで、玄関前ということでお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時21分散会

平成26年12月16日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

国保年金課長 林 吉治

税務課長 平塚 俊範

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

こども育成課長 江寄 充伸

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

〃 子育て支援係主任 安永 伸也

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

議案審査

議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第37号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案甲第30号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

報告（市民福祉部社会福祉課、こども育成課）

特定施設入居者生活介護に関する考え方について（報告）

平成27年度からの保育料について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第32号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決をいたしました。



議案乙第37号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

中村圭一委員長

次に、議案乙第37号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

委員会へ報告をさせていただくものでございます。

経過について、概略、お話申し上げますと、まず、介護保険事業計画策定委員会での市としての対応でございますけれども、厚生常任委員会での協議結果を受けましてその後、9月22日に開催されました策定委員会の中の部会でございます鳥栖地区日常生活圏域部会の中で、特定施設入居者生活介護の整備の必要性について、市議会への陳情の内容等も含め意見と説明を私のほうから行ったところでございます。

また、10月30日に開催されました第3回の策定委員会においても同様の意見と要望を行ってきたところでございます。ただしながら、同委員会の中で佐賀県の考え方といたしまして、施設居住系サービスが充足しており、新規の整備は行わないとの判断であること。

また、広域圏組合の圏域においても既存の住宅型有料老人ホーム等による対応が検討できること。

また、指定事業者の維持、確保の観点などから特定施設入居者生活介護については、現床数のままで行くという方針が示されたところでございます。

なお、このような策定委員会での議論がございましたので、市としまして特定施設入居者生活介護の対応についての考え方を文書により報告をしていただきたいと思いますようお願いをいたしまして、今回の報告文書ということになったところでございます。

それでは、この文章を読み上げまして報告とさせていただきたいと思っております。

特定施設入居者生活介護についての方向性。

1、国の方針。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（平成37年）を見据え、施設サービスから居宅サービスへの転換を図るため、在宅医療と介護との連携の推進などを重点項目としています。

2、佐賀県の現状と考え方。

基本的には、施設・居住系サービスは充足しているとし、これ以上の整備は困難であると考えています。

ただし、特定施設入居者生活介護については、地域の実情に応じて、著しく施設数が不足しているなどの要件があり、保険者がどうしても必要と判断すれば認める場合もあるとしています。

3、鳥栖地区広域市町村圏組合の方針。

現在、当組合管内において340床の特定施設入居者生活介護が所在しております。平成26年6月30日現在の入居状況について、本組合が行った調査では328人が入居しており、入居率は96.5%となっております。待機者数は23名となっておりますが、当組合管内には同様の施設

である住宅型有料老人ホーム等が584床所在しており、その入居者数は439人で75.2%の入居率となっているため、待機者の解消はできるものと考えております。

また、住宅型有料老人ホーム等の増設により、当組合が指定をしております「認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）」の利用者が、「施設が新しいから」などの理由で住宅型有料老人ホーム等の方へ移られるケースが多くなり、認知症対応型共同生活介護の経営状況が厳しくなっております。

指定権者としては、当組合が指定している事業所を守っていかなければならないとの観点からも、第6期介護保険事業計画の中の特定施設入居者生活介護については、現床数のままでいくこととしております。

なお、この方針につきましては、介護保険事業計画策定委員会において検討をいただき、決定をしていただいております。

以上でございます。

中村圭一委員長

次長から御説明をいただきましたが、これについて、御質問や確認事項ございましたらお受けをさせていただきたいと思っております。

どなたかございませんか。

松隈清之委員

要は事足りていると、あるいは事足りるだろうという想定なんですけれども、要は、特定施設入居者生活介護の指定をしてくれというような陳情やったと思うんだけども、ここで言う、この住宅型有料老人ホームの、要はまだ、枠があると。だから、それは解消されるでしょうということなんでしょう。

単純にこっちは、あいとるけんこっちに行きましようかみたいな話になるのかな。要は、費用の面から含めて、そこはどうなんすかね。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

ちょっと詳しい状況については、把握しておりませんが、ただ、組合のほうの考え方としては、そちらのほうに入居していただける、空き部屋がございますので、それによって対応できるというような考え方でございます。

それで、もう1点がやはり財政的に、そういう施設をまた、どんどんふやすことによる財政負担がふえて、保険料等にもはね返ってくるというようなことで、介護保険事業の財政の健全性の観点からも、まずは現状のところで購入のような手段が必要であるというような考え方で理解しております。

松隈清之委員

いや、組合の考え方はわかるわけですよ。

それはそれで、合理的だと思うんだけど、単純に、有料老人ホーム、もう入っても、別に費用変わらんからそっち行ってくださいっていう話なら、それで片づく話だと思うんですよ。そこってやっぱり、費用って違うんでしょう。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

費用の面につきましては、現在、陳情のほうで……、陳情をいただいております洞庵の園及び健翔会のほうでございますけれども、軽費老人ホームにつきましては、低所得者向けの高齢者の施設というような位置づけがありまして、比較的安価には設定をされているところでございます。

ケアハウスにつきましては、軽費老人ホームほどではないんですけれども、住宅型のほうの老人ホームと同様な金額のほうの入居となるというふうな設定でございます。

松隈清之委員

まあ、シンプルに言えばね、例えば、市営住宅なんかもさ、入りたい人いっぱいおるわけやん。でも、いや民間の住宅はごろごろあいとるけん、そっちに行かんですかって言えば、それだけの話たい。その所得とか、要件があって、そういう民間のところに行ける人は民間のところに行くと思うわけですよ。

ただ、ここで言う待機者、あるいは今後出てくる待機者として、みんながみんな有料老人ホームにね、もう入れるというんだったら全然それはそれで構わんと、この方針で僕もいいと思うんですけど、そこはどんなふうと考えてあるのかな、組合、あるいは、市として。

だから、あいちゃおるけど、そこに行けとも言いづらいよね、みたいな状況があるのか、あるいは、いやいや十分行けるぐらいの金額でしょうと。安いっつうだけの理由で、そっち選んでくださいっていうレベルなのか。そこは、どんなふうと考えてあるのかなあ。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

先ほど、課長補佐のほうからお示ししたとおりでございます。詳細の中身の金額の多寡については、よく承知しておりませんが、ただ、組合のほうとしては、やはりここに、文章のほうにも報告として挙がっておりますように、やはり、施設の新しさのほうで、そちらのほうに行ってしまうと、旧来から、従来からある施設のほうが、利用が少なくなるというようなことでの受給の不具合を是正する意味においても、現状で賄える施設について、お使いいただくというところが、必要性として考えてあるということだろうと理解しております。

松隈清之委員

考え方はわからないではないですよ、もちろん。

わからんではないんだけど、実際問題、その有料老人ホームに行ける方はね、全然いいんですよ、有料老人ホームに行ってください。そういうサービス受けられるところがあるわけだから。

だから、現時点でどこまで把握される、あるいは、今後どういったケースが出てくるかわからんけれども、なかなかそういうところには入れないよね、その、お金の面でとかっていうことが出てくるんだったら、そんなときには、その有料老人ホームはずっとあきがあるまんま、一方は市営住宅みたいなもんたいね。

一方は、常に待機がおるけども、その一方で、住むだけで言えば普通の民間のアパートなんか、いっぱいあるわけやけど、それはあいてる状態と。ただ、そっちに行ける人はそっちを借りるだろうし、ただそこは、やっぱ行きたくても、ちょっとそんなお金は払えん……。まあ、その価格の差がどれくらいあるのか僕はよくわからんけども、やっぱ、そこにはちょっと行けないよね、とかっていうケースが出てきて、要は、そういうちゃんとしたケアを受けられない状態とかで、だんだん悪化したりとかね。というケースが出てきたときには、また、それはそれでまた問題になってくるわけだから。

別に、施設をつくれとか、今回、陳情のとおり指定をしろと言うつもりはないんだけど、これはこれでいいとしても、今後、そういったこと、そういった人たちに対しては、どういうふうに対応して行くかっていうことはちょっと考えたほうが——そういうことがありうるならね、考えておいたほうがいいのかなんていうことで、ちょっと御意見を申し上げておきます。

中村圭一委員長

ありがとうございます。

ほかにありますか。

尼寺省悟委員

私も同じようなあればってんね。待機者が23名おるけども、有料老人ホームが75%だから待機者の解消はできるというように書いてあるんやけど、その辺はどうなんですかね。

簡単にこうできるというふうに、そう結論づけているちゅうところについては。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

確かに、待機者数があって、その解消策としての有料老人ホームの活用ということになっております。

この辺の考え方という部分がございますけれども、組合のほうとしても、これらの方々については、そちらの施設を使うことによって解消できるという判断をされておりますので、当方としてはそれを、という理解をしておるところでございます。

尼寺省悟委員

今できるけれども、現実的には23名おらっしゃるわけでしょう。できないからおるわけでしょう、違う。

あなた、今、できるっていったけど、できないから23名いるわけでしょう。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

待機者数の捉え方だと思うんですけども、これがそこに、希望としてその状況もあると思いますけれども、そういうことで出されている数字かと思えますけれども、詳細については、我々もそこまで突っ込んで伺っておりませんので、以上ぐらいの答弁しかできませんが、申しわけございません。

中村圭一委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

同じような質問なんですけれども、これは、特定、それから有料、それぞれ同じような、同列のところで、考えてやって行くということなんですかね、これ。

所得が完全に違うのが、ほとんどこの、選ぶ前の前提、利用者の前提だと思うんですけど、それはもう関係ないというふうに捉えて、たまたまここがあいているからここに行くって下さいというふうな意味合いでそう言われているのか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

特定施設入居者生活介護の受け皿として、介護保険課のほうでは有料老人ホームというのを出しておるんですけども、どういうふうに違うかと申し上げますと、有料老人ホームの中で介護のサービスを受けたいという場合には、サービスの事業者と個別に契約をする必要がありまして、そこで在宅のサービスを受けるという形になります。

特定施設の場合も同じように、居宅という施設、自分の家というところに住んでいるというところは変わりませんので、たまたま介護の事業者が、その施設の事業者と同じだということをございます。

したがって、特定施設入居者生活介護におけるサービスの、介護サービスの需給と、受けるっていうのと、老人ホームにおけるサービスを受けるというのは、基本的には同じようなことでありまして、サービスを提供する側がその施設とは関係ない業者なのか、その施設の業者なのかというような違いと、違いであるというふうに理解をしております。

古賀和仁委員

端的にお尋ねしますが、どのくらい、利用の自己負担というのは違うのかどうかですね、具体的に。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

サービスの的にはもちろん、その個人個人によりますけれども、もちろんプランをつくりまして、そのプランに応じたサービスということでございますので、その施設の違いによって、老人ホームにいるからだとか、特定施設にいるからってということでサービスが違うというようなことはございません。

古賀和仁委員

その利用をどのくらいするかによって、負担が違うというふうに考えて……、どういう意味なんですか。

ちょっと、よくわからん。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

サービスの違いは、あくまでも個人の、高齢者の方の介護の状況によりますので、そのプランによって違いますので、同じ状況であれば、特定施設の入居者生活介護の施設におろうが、有料老人ホームにおろうが、サービスとしては一緒になるというふうに考えてよろしいと思います。

古賀和仁委員

基準は、3を基準にするということですかね。

いわゆる、介護の認定の3を基準にするということですかね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

基準の認定というのは、特別養護老人ホームが重度者以上の利用になるということで、このような特定施設入居者生活介護とか有料老人ホーム等には、特段の制限というのはございません。

古賀和仁委員

違うところ行くんですけど、この認定対応型はどのくらいの、かなり移動をしているという話、ここに書いてあるんですけど、どのくらいのあれが、有料のほうに移動されているのか、そういうデータというのはあるわけですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

申しわけございません。今、手元にデータを持ち合わせておりません。（「済みません。あとで、あとでいいですか」と呼ぶ者あり）

中村圭一委員長

個人的にというか、差し上げてください。

それでよろしいですか。（「はい、よかです。結構です」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。

[発言する者なし]

なければですが、これは、議会から陳情者に今、報告するような形にはなろうかと思いますが、執行部側としては何か、特段考えておられますか。

橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長

陳情について、執行部としては正式には受け取っておりませんので、鳥栖広域のほうからまた御相談があれば、こういう形での回答をしていただけるのかと思っております。

中村圭一委員長

わかりました。

いずれにしろ議会としては、議長名か何かで、こういう結果ですということはお知らせするようにしたいと思いますので、事務局もよろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

次の報告事項、お願いいたします。

江崎充伸こども育成課長

こども育成課でございます。

既に、御案内のとおりでございますけれども、来年度から子ども・子育て支援新制度に移行するに当たりまして、その新制度に移行する保育所、それから認定こども園と幼稚園も含めまして、保育料について、新しく市のほうで決定をするというようなことになっております。

その来年度からの保育料につきまして、お手元に配付しておりますA3、1枚紙ですけれども、それに基づきまして御説明のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

田中大介こども育成課子育て支援係長

それでは、お手元にお配りいたしました資料に沿いまして、平成27年度からの鳥栖市の保育料につきまして御説明を差し上げたいと思います。

まず、平成27年度、子ども・子育て支援新制度に移行いたしますと、新制度に移行した幼稚園、小規模事業所、事業所内保育所と従来からの認可保育所につきまして、市のほうで保育料を決定するという事になっております。

まず、この認定区分でございますが、1号認定から3号認定までございます。

1号認定につきましては、従来の幼稚園、保育を必要としない方の保育料でございます。

続いて、2号、3号認定につきましては、保育を必要とする方の保育料。2号につきましては、2号と3号の違いは年齢要件だけでございまして、0歳、1歳、2歳の方が3号認定。

3歳、4歳、5歳の方が2号認定でございます。

まず、お手元の資料の左側、2号、3号認定の保育料につきまして御説明を差し上げたいと思います。対象となりますのは、保育所、認定こども園、小規模事業所、事業所内保育所等でございます。

新しい保育料に移行する改正のポイントといたしましては、表の下段でございます。

まず、保育料の所得判定に当たりまして、従来、所得税によりましたものが国の制度によりまして、住民税に変更となります。

続きまして、同時通園の第2子に対する保育料軽減につきまして、従来、鳥栖市におきましては、第2子の保育料を5分の1に軽減をしておりましたけれども、国の制度に倣いまして、2分の1の軽減に戻したいと考えているところでございます。

続きまして、月額保育料につきましては、現状から2,500円の月額保育料の減額を行いたいと考えているところでございます。

続きまして、新制度から導入される制度でございますが、月の労働時間が120時間に満たない世帯につきましては、保育短時間認定がなされることとなっております。120時間に満たない世帯の保育料といたしまして、短時間用の保育料の設定を行っております。月の労働時間が120時間に満たない世帯につきましては、標準時間の11時間利用に対しまして、保育所の利用時間が8時間に制限をされるものでございます。

保育料につきましては、標準時間の保育料に対しまして、マイナス1.7%とされております。市の保育料につきましても、標準時間の保育料につきまして、マイナス1.7%したものを適用しております。

続いて、資料の右側、1号認定の保育料でございます。

こちらは、新制度に移行する幼稚園ないし認定こども園の幼稚園部分を利用される方に適用される保育料でございます。従来、市におきましては、1号認定幼稚園部分につきましては、保育料の設定がございませんでしたので、表の右側に、国が示しております新保育料、新1号認定の保育料案をお示ししております。

対しまして、鳥栖市の1号認定保育料といたしましては、国の考え方を踏襲いたしまして、最高額を市内の幼稚園の保育料平均額で設定をしております、2万3,200円でございます。国は、国の幼稚園、保育料平均額2万5,700円で設定をしておりますものを、市は市の平均額で設定をしたということでございます。

1号認定の保育料について主なポイントといたしましては、従来、幼稚園につきましては、それぞれの園が独自に月謝方式と申しますか、一律の定額方式で利用料を設定しておりましたけれども、新制度に行きますと所得に応じた応能負担額で、応能の月謝方式に変わるものでございます。

続きまして、世帯の所得に応じて年度末に支給されておりました幼稚園就園奨励費補助金につきましては、新制度に移行いたしますと廃止となります。そのため、幼稚園就園奨励費が適用されたあとの金額が、月額保育料として設定をされておるものでございますので、世帯の負担といたしましては、そのまま変わらないものと制度上されております。それで、市内の幼稚園8園の平均保育料月額を適用したものでございます。

新制度への移行につきましては、幼稚園につきまして移行する、移行しないの判断は、事業者の判断に委ねられることになっておりまして、平成27年度につきましては、市内、布津原幼稚園さんのみが新制度への移行を表明されているところでございます。

新制度に移行しない、そのほかの7幼稚園につきましては、就園奨励費もそのまま継続をされます。私学助成も継続をされます。保育料につきましても、園ごとに独自に決めていただけた制度のままでございます。

以上が、平成27年度からの1号、2号、3号認定の保育料案でございますが、こちらの保育料につきましては、新しく教育保育施設等の利用者負担額を定める規則ということで、新規制定を平成27年3月をめどにさせていただきたいと考えております。

また、事業者、並びに保護者に対しましては来年2月ごろ、2月下旬ごろをめどにお示しをさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

ただいま御説明いただきました。

これに関して、御質問ございましたら受けさせていただきます。

尼寺省悟委員

左側の表ですね、これ簡単にいったら、第1子については若干下がっているけれども、第2子については倍以上になっているということですよ。

それで例えばね、D8——どこでもいいんですが——D8のケースでは、子供が2人おると、4歳以上と3歳未満と。その場合は3万円と9,600円足して3万9,600円と。

新制度になれば、2万7,000円と2万2,750円ということで、今までは3万9,600円が4万9,700円と、1万円以上、上がると、そういうことでもいいんですかね。

田中大介こども育成課子育て支援係長

そうでございます。

尼寺省悟委員

その一番の理由というのは、主な改正ポイントの、同時通園の第2子に対する保育料軽減を5分の1から2分の1に戻したと。

そのことによって、第2子が今までよりも倍以上、上がったというところですよ。

田中大介 子育て支援係長

第2子軽減を5分の1から2分の1に戻す理由でございますけれども、現状、同時通園の第2子のみ限定されております、この市の独自軽減策につきまして、全ての世帯が市の独自軽減の恩恵を受けられるように制度改正を図るものとして考えているところでございます。

尼寺省悟 委員

いやいや、私の質問はね、5分の1から2分の1に——それでいいのかな——戻したことによって、第2子の保育料がふえたと、そういうことはですね。そういう質問。

江寄充伸 子育て課長

ただいまの質問は、そういうことでございますが、戻したい趣旨といいますのは、今、係長のほうが申しましたように、同時通園の第2子のみ極端に軽減が今効いている状況でございます。鳥栖市においてはですね。

国の基準は2分の1と、その基準に戻したいと。それで、その戻した原資をですね、分を全世帯の方に一律2,500円、月額保育料から下げることによって、この第2子のみ軽減されている方、世帯が約27%ほどですので、それを全世帯の方にその恩恵が行き渡るような軽減策としたいと。

ですから、本市の全体の軽減率については、この5分の1から2分の1に戻すことによることと、全体として2,500円一律値下げすることによって、本市の現状の軽減率、全体の軽減率については変更がございませんので、今まで第2子のみ軽減が大きかったものを保育園に通っている全ての家庭に、その恩恵が行き渡るような、軽減策とするような考えでこういう変更を行うものでございます。

以上でございます。

尼寺省悟 委員

それで、そういった結果として、ここに書いてあるように第1子については下がっている。

ところがその一方で、今、27%と言われたんですけど、27%の世帯、第2子があるところについては負担がふえたと、今までに比べて。そういうことだというふうに見えていいわけですね。

江寄充伸 子育て課長

そのとおりでございます。

尼寺省悟 委員

その結果として、保育所、認定こども園に行かなくてほかに行くと、高いからと。そういう

ことにはならない。

負担がふえたと、だから、そうじゃない。そうじゃないと言ったところでね、保育所から、保育園ね。

江寄充伸 とも育成課長

第2子の保育料が、ふえることによって、その方が別の施設に通われるということにはならないものと考えております。（「どうして」と呼ぶ者あり）

既に、第1子の方が、その保育園に通われていれば、当然、第2子の方についても通常であれば同じ保育園、兄弟で別々の施設に預けるっていうようなことは、現状ほとんどございません。

やはり、お兄ちゃん、お姉ちゃんが通われているから、その次の子もやっぱり同じ施設にと、というようなことが現実的にはほとんどでございますので、そういうことにはならないだろうというように考えております。

以上でございます。

松隈清之 委員

理屈はわかるったい。

市としてはね、例えば、27%よりも全部にっていうのを、理屈はわかるっちゃけど、これはものすごく痛いと思うんよね。少子化、少子化と言ってさ、2人目、3人目を産んでほしいとか言って、産んだらこんだけ負担上がるのかっていう話たいね。

確かに、全体に対して恩恵があるっちゃうのは、それはいいかもしれんけど、極論すると2,500円下がって、うれしいなって思うよりも、倍以上、上がって困ったなっていう人の——数じゃないよ、喜びと苦しさというのは、全然違うよね。

これってさ、何気に出されとるけど、これ決定してるわけ、もう。

ちなみに、これ決定してるわけ。

江寄充伸 とも育成課長

決定というか、一応、内部では、この保育料の表で平成27年度より行きたいというふうに考えております。

松隈清之 委員

さらっと出されてるけど、これ結構な問題やと思うよ。

これ本当、2人目以降とか産まんがましって思われるもん。こんなに預けるのに金かかるんやったら。いや、2,500円も確かにうれしいかもしれんけど——所得に関係ないけんね、この2,500円で。極論するとさ、どんな階層でも2,500円マイナスやろ。

ただ、本当に2人目とかって、今までやったらさ、これでいくとよ、別にその、あんまり

低所得者考えんでもいい、だけをことさらに言うつもりはないけども、例えばD3とかD4とかでも6,000円のところで倍以上でしょう。1万3,000円とか、その負担で結構、いきなりでかくなるなっていう気はする。

だって、今いる子が保育所にいて、その子は、いきなり値段が上がるっていうことでしょう、何千円も、ってことだよ、これ。ええって、なるんじゃないの。

もちろん下がる人はうれしいけど、負担が極端に上がる人が出てくるってことでしょう、27%の人っていうのは。場合によっちゃね。

例えば、所得がそこそこある人でさ——もちろん、あるからいいっていう話じゃないかもしれないけれど、そのD8なんか、9,600円が2万2,750円でしょう。だからもう、確かに、喜ぶ人の数はふえるけれど、2,500円で、うああ、めっちゃうれしいっていうよりも多分、27%の方の、こげん上がるとっていう人のほうがでかい。逆に、鳥栖独自でやってたんだったら、鳥栖は本当、2人目、3人目っていうその、子供どんどん産んでください、鳥栖が支援しますよっていう姿勢が、今回のやつでなくなったということよ、これは。

だから、俺はね、別に2,500円減額せんでいいけん、5分の1にしとくべきやと思うけど。決まっていっていか、公式に決まっていんだたらさ。絶対、不満出ると思うよ。たった27%って、まあ、4分の1って言うかもしれんけど。

中村圭一委員長

当然、そこは議論をしたんですよ。

江寄充伸 とも育成課長

このことにつきましては、当然、内部のほうでも議論をしております。

それで、平成27年度から御存じのように、先ほども申し上げましたけれども、認定こども園というような新しい、本市にはない施設が平成27年度より開設予定となっております。

そこで、幼稚園につきましては、当然、第2子については、2分の1軽減しかありません。

それで同じ、例えば、布津原の認定こども園に通わせる場合、同じ第2子についてが、幼稚園部分については2分の1、保育園部分については5分の1とこういうようなことになりますので、それについては、余りにも軽減の率が違い過ぎるだろうというようなことで、この際、この第2子については国の基準どおり2分の1に戻して、その分をほかの世帯の軽減に回すというなことで、国の基準に戻したいというなことで、この表を策定したところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

言ってることもわらんではないけどさ、要は、世帯の負担たいね。世帯の負担というのが、

結構上がるわけですよ。今までからするとね、ある部分については。

それで、ある部分は、言うたらちょこっとしか下がらんわけよ。恩恵を受ける人の数は多いけど、額は少ないったいね。

たいしてない、たいしてないって言ったら、下のところで言うたらね、9,000円が6,500円というのは結構なものかもしれんけど、広い人の、ちょこっとした喜びがある一方で、部分的には、結構、痛い思いをする人が出てくるったいね、現状から比較するとね。

それで、これももちろん認定こども園、新しいね、その幼稚園から移る部分についての率が違うって言うけど、基本的にこれ鳥栖独自でやってたわけでしょう。5分の1というのは、もともとが。要は、2人目、3人目鳥栖で産んでくださいよって、鳥栖が応援しますよっていう姿勢がこの政策なんですよ。

だから、新しい子ども・子育て新制度になることで、それが後退するっちゃうのはちょっと逆じゃねえのかなあと思うんだけどね、その姿勢が。鳥栖がそこに後退してしまうっていうのは。

まあいいよ、きょう、報告だから。

ただこのままね、「ここで、結論出らんと思いますが」と呼ぶ者あり）さらって、さらって報告されとるけど、これ結構な制度変更だよ、これ。鳥栖市の。

尼寺省悟委員

ただ布津原ね、認定こども園、一部でしょう。

ただ1つの、鳥栖市全体から見たら、本当にわずかなところでしょう。わずかなところで、そういった矛盾があるからね、全体的に2分の1、5分の1というのは、ちょっと私としては理解できんですね。

認定こども園のところ2分の1と5分1の差があるから、「認定こども園、今度ふえるよ。というか、多分ふえるよ」と呼ぶ者あり）そういう矛盾があるからね、それをモデルとしてね、それをふやしたいからそういうふうな考え方になるだろうけどもね。

ちょっと、やっぱり理解できんね。

はい、よかです。

中村圭一委員長

委員の皆様の重い御意見として受けとめていただきながら、最終決定は当然、どこの段階で（発言する者あり）、我々としてはね。

古賀和仁委員

別のところなんですけど、この主な改正ポイントの3番目、このとこの標準と短時間ということで、120時間は以内は単時間ということで、今、標準というのは何時間で、現在これ、

これによると在園者は、暫定的にやるということなんですけれども、これ、どのくらいの方が短時間の対象になるのかまで含めてですね。

江寄充伸 とも育成課長

現在、標準時間につきましては、11時間保育が基本でございます。（「えっ、11時間」と呼ぶ者あり）11時間、はい。それで、短時間保育が8時間と。

ただ、その8時間になる世帯というのは、当然、就労状況とかによって変わってきますので、この8時間認定者がどの程度出てくるかっていうのは、今後の申し込み、あるいは、その審査をやりながらということになりますので、現段階では、どの程度の方が短時間認定になるかっていうのはちょっと把握のほうはできておりません。

以上でございます。

古賀和仁 委員

預けるほうからすると時間を限定すると、非常に困る場合も出てくるわけですよ、当然ですね。勤務時間帯によっては幅ありますから、1日3、4時間かもしれんし、10時間かもしれん。そうするとき、短時間ということは、8時間ということは、仮に、8時から預けると4時で、ちゅうことですもんね、そこで切ってしまうということでもんね。

そうすると、非常にこう、保育の性質からしたら、勤務時間も含めていろいろね、当然、仕事に行けば6時間しか働かなくても、当然、通勤時間まで含めるとかなりの時間しなければならぬ。

その中で、当然、新しい方は当然この暫定措置は受けないということになりますもんね。当然、新しく入れる方はですね。お願いする方はですね。

そうすると、この標準と短時間——私は、短時間というのはただ、1日、2日預けるのかなという感覚だったけど、これは、毎日預けで、大体、この短いということなんですけど。これ、実際運用する場合に、非常に、利用者からすると非常に困る状態にあるんじゃないかと。

このことについては、何か、アンケートとか取られたということはあるわけですかね。

江寄充伸 とも育成課長

アンケート等は取っておりませんが、あくまでも、この短時間認定というのは、就業時間等に応じてということになりますので、当然、8時間では、8時間預かりでは、その就業形態から無理だということであれば、当然、標準時間認定になりますので、はい。

それは、そういう、今仕事をされている状況に応じて、標準認定になるのか、短時間認定になるのかっていうのは決定していきますので。

古賀和仁 委員

ということは、120時間というのはあくまでも基準であって、それより短くても、長くはできるというふうに理解していいわけですか。

田中大介 子育て支援係長

保育短時間認定の中では、それぞれの就労のスタイルがマッチしない、1日4時間から6時間程度の就労を想定した短時間認定でございますけれども、午後に6時間働く方、午前6時間働く方、それぞれいらっしゃるかと思いますので、短時間の開所時間にそぐわない就労のあり方をされている方につきましては、標準時間認定をしてもよいということにはなっております。

ですから、個別に、世帯の就労の状況を確認させていただきまして、短時間開所中で仕事が完結する方については、短時間認定をさせていただくという運用になろうかと考えているところでございます。（発言する者あり）

中村圭一 委員長

ほかにありますか。

飛松妙子 委員

御説明ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですけども、この市民税は、御夫婦2人の、合わせての市民税っていう捉え方でいいかと思うんですけど、「C+ひとり親」っていうところですね。

例えば、ひとり親のお母さんが御両親と住んで、でも、名前は違う場合とかありますよね。そういう場合も、お母さんだけの市税という捉え方なのか。

あと、最後に、これをする事によつての保護者っていうか、に対するメリットは何があるのかっていうのをちょっと教えていただければと思うんですけど。

田中大介 子育て支援係長

世帯にお父さん、お母さん以外のおじいさん、おばあさんも同居されているケースについてですが、ひとり親の方に収入があつて、その方の収入で保育をされているということであれば、祖父母の方の収入は判定には利用いたしません。

ただ、主たる生計維持者が祖父母の場合、同居者の場合につきましては、世帯の収入ということで計算をさせていただきます。

所得税から住民税に変わる点についてのメリットでございますが、保育の利用申請するに当たりまして、所得証明等の提出が不要になります。市といたしましても、所得税の情報ではなく、住民税の情報になりますことで、保育料算定の事務の軽減につながるものとされております。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうですね、でも、あんまり保護者にとってのメリットが、あの、感じないんですけど。もっと、こういうふうになりますとかいうのは、ない、ですね。

江寄充伸こども育成課長

新制度に、移行した場合に、本年度の保育料で、ちょっと仮に算定のほうをやっております。

それでいきますと、全体としては、先ほどの保育料の軽減も含めてですね、2分の1に戻したところで、仮に、算定のほうを平成26年度分でやったんですけども、全体として約2,000万円、保育料がですね。2,000万円ぐらいに下がる計算になります。

ですから、全体としては、その程度下がると、保育料がですね。そういうメリットはあるかと思えます。

以上です。（「下がるちゅうのは、市が出さんでいいということ」と呼ぶ者あり）

市の収入がそれだけ減ると、保育料が……。

（発言する者あり）

中村圭一委員長

さっき、トータル、プラマイゼロと言ってたのは、実際は、マイナスというか保護者にとってのプラス2,000万円ということですね。（「はい、そうです。トータルとしてその程度下がると」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

江寄充伸こども育成課長

そうです。所得税から住民税に変わること。それと先ほどの、軽減含めたところで（発言する者あり）、申し訳ございません。

所得税から住民税に変わったところで、トータルで約1,600万円程度の保育料が下がると……。

（発言する者あり）

中村圭一委員長

あの、挙手してお願いします。

古賀和仁委員

もともと所得税と住民税は、控除額が違いますから、当然、住民税のほうが控除額少ないですから、これをただ埋め合わせしたというあれでもないんですか、私はそういうふうに理解するんですけど。言ってることわかりますか。所得税の控除額と住民税の控除額が部分的に違うんですよね。住民税のほうが控除額が少ないんですよね、一部分。

だから、その部分をただ2,500円で補填して、ただ、内容的にはかわらないんじゃないかというふうな理解をしているんですけど。

田中大介 子育て支援係長

所得税から住民税の変更につきましては、同じ所得の方であれば同じ階層になるように、要するに、保育料が変わらないように制度設計はされております。

ただ、おっしゃるように税制の違いがございますので、国のほうは、夫婦共働きでお子さんが2人というケースで、制度設計しているんですが、実際、市のほうの保育料に適用いたしますと、所得税から住民税に変わりますことを受けて、結果的にこの所得階層が、上に上がる方が多く出るんじゃないかと要するに、保育料が安いほうに、住民税判定が変わることによって、移行する方がふえるんじゃないかと想定しているところがございます。

保育料が結果的に安くなる方の影響額が、先ほど課長が申し上げましたように約2,000万円程度、その軽減といいますか、軽減ではないんですけども、所得階層の移動が行われると試算しているところでございます。

飛松妙子 委員

わかりました。

市民税に変えることによって、保育料の負担が軽減される家庭があるっていう、ふえるっていうことですね。

もう一つ、これって第2子までしか書かれてないんですけど、第3子以降は無料になるっていう考え方でしょうか。

江寄充伸 子育て課長

第3子以降は、現行どおり無料でございます。幼稚園についても、保育園についても無料でございます。

以上です。

中村圭一 委員長

ほかにありますか。

伊藤克也 委員

今、階層のことが出ましたので、現状、大体どれぐらいの割合で、その階層に……、方がいらっしゃるっていうのはわかりますか。

江寄充伸 子育て課長

よろしいですか、口頭で。

はい、A階層がですね……、世帯数で申します。

A階層が2世帯。Bの11が69世帯。Bが43世帯。Cの11が38世帯。Cが121世帯。Dの1が

65世帯。Dの2が56世帯。Dの3が130世帯。Dの4が123世帯。Dの5が100飛んで3世帯。Dの6が92世帯。Dの7が200飛び6世帯。Dの8が68世帯。Dの9が26世帯。Dの10が14世帯。Dの11が10世帯。Dの12が5世帯。Dの13が9世帯。計の1,180世帯。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、所得税から住民税に変わることによって、先ほど階層が、上のほうっていうか、安くなる階層のほうに上がるのではなかろうかということなんですが、全ての階層について、平均的なバランスで、少なくなるっていうふうな見方っていうか、考え方になるわけですか。

それとも、ある程度の階層のところが安くなるのかっていうふうな、どの辺ですかね。

江寄充伸こども育成課長

新制度、いわゆる、所得税から住民税に変わることによりまして、大体、C階層からD2階層、この辺の、このあたりの階層がふえます。

それから、Dの5、6、7階層、この辺がちょっと減ると、というような試算をしております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

中村圭一委員長

ぼちぼちよかですか。

何かありますか。

松隈清之委員

これはさ、もう、ちゃんと議論する機会ってないとよね。

つまり、このまま行くつもりでしょう、当然。

江寄充伸こども育成課長

できればこの表で、平成27年度からお願いしたいと思っております。

以上です。

松隈清之委員

例えば、ここだよ、委員会がでけんちゅうたら、いかんわけ。

できればって言いよるけど。いやそれは、ちょっと待てと、それはまずいっちゃねえかって、なったらいかんわけ。

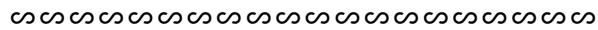
江寄充伸こども育成課長

この表で、行く予定にしております。

中村圭一委員長

よろしゅうございますか。

個々、それぞれの活動の中で、きょうの報告事項について生かしていただければというふうに思います。



中村圭一委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成26年12月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時14分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 村 圭 一

